

安平町水道ビジョン・経営戦略 (案)



「写真：追分地区第1水源（河川水）安平川」

令和8年3月

安平町水道課

目 次

第 1 章

安平町水道ビジョン・経営戦略の改定にあたって

1-1. 策定の趣旨	1
1-2. 安平町水道ビジョン・経営戦略の位置付け	4
1-3. 計画期間	5
1-4. 安平町水道ビジョン・経営戦略の改定フローと構成	6

第 2 章

安平町水道事業の概要

2-1. 安平町の概要と沿革	8
2-2. 将来の給水人口推計	11
2-3. 水道施設の沿革と概要	14

第 3 章

安平町水道事業の現状と課題

3-1. 安平町水道ビジョンの基本方針	20
3-2. 持続	21
3-3. 安全・安心	29
3-4. 安定	35
3-5. 信頼	41

第 4 章

安平町水道の理想像

4-1. 安平町が目指す水道の理想像	42
--------------------------	----

第 5 章

安平町水道ビジョンの実現方策

5-1. 課題解決に向けた実現方策	44
5-2. 取り組むべき課題に向けた実現方策	45
5-3. 実施計画事業	49

第6章

経営戦略

6-1. 投資財政計画	50
6-2. 収支計算	57
収益的収支	62
資本的収支	63
損益勘定留保金	63
企業債残高	63

第7章

フォローアップ

フォローアップ	64
---------	----



第1章 安平町水道ビジョン・経営戦略の改定にあたって

1-1. 策定の趣旨

【安平町水道ビジョン】

水道は、町民生活や都市活動を支える社会基盤施設であり、最も重要なライフラインのひとつです。

全国的に水道事業を取り巻く環境は、人口減少と水需要の低下に伴う水道料金収入の減少、高度経済成長期（1960～1970年代）に整備された水道施設が、一斉に更新時期を迎えること、水道事業に従事する職員の退職に伴う技術継承の問題など、水道事業にとって解決すべき課題が深刻化しており、安平町でも例外ではありません。

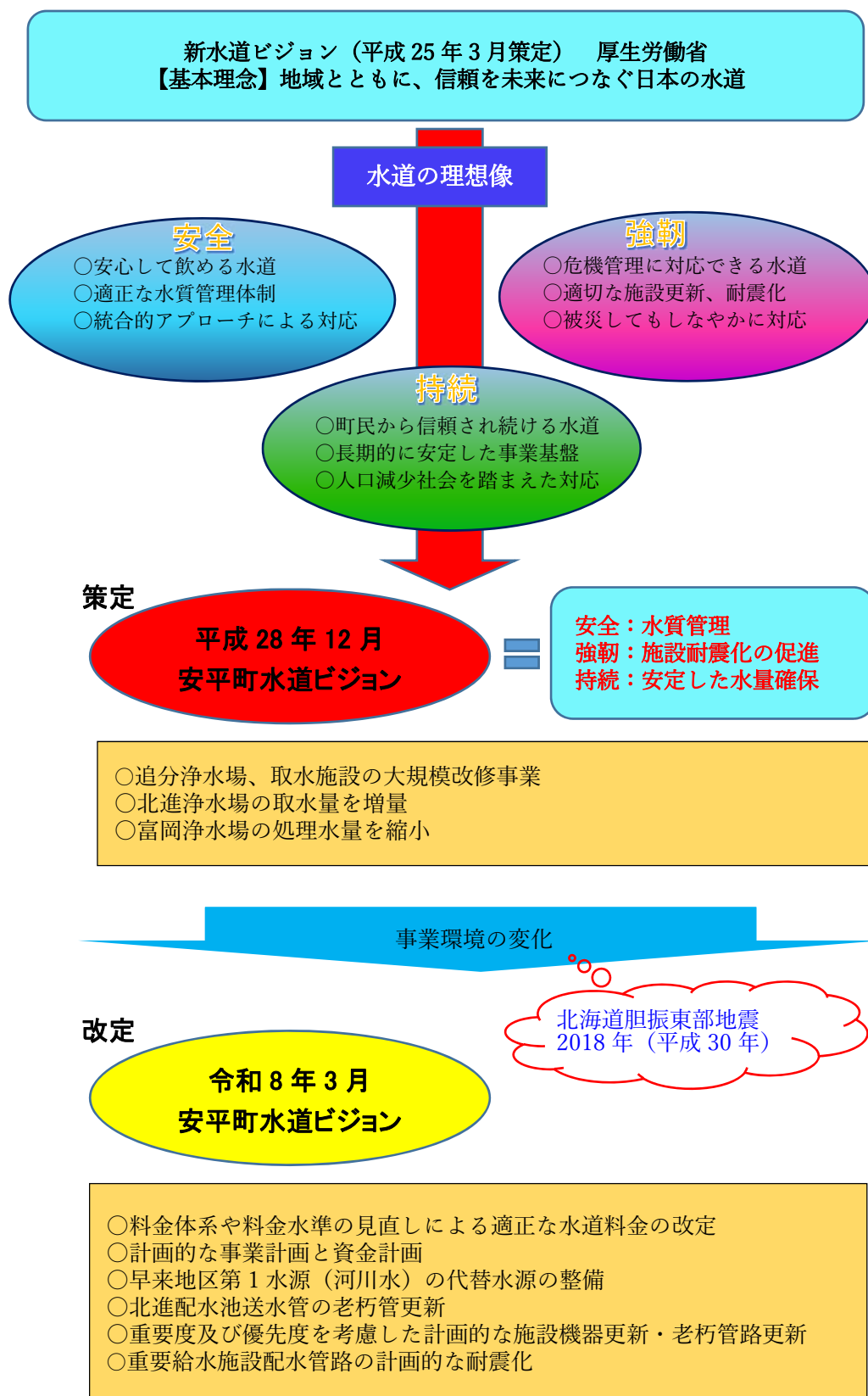
厚生労働省は、水道を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、来るべき時代に求められる課題に挑戦するための新しいビジョンとして「新水道ビジョン」（平成25年3月）を公表し、「持続」「安全」「強靱」の3つのテーマに沿って、今後の水道事業のあるべき姿を示しました。

これを受け、安平町では、安全で安心な水道水を将来にわたって安定して供給するためには、水利協議や水道施設の改修、また、安定的な水源確保といった計画的な事業実施と水道事業経営の健全性の確保が必要と認識し、今後の方向性を示すための「安平町水道ビジョン」（平成28年12月）を策定しました。

しかしながら、北海道胆振東部地震（2018年（平成30年））による安平町全域の断水、土砂災害による北進浄水場の取水口の閉塞、また集中豪雨による河川濁度の上昇による取水制限など、自然環境の変動により水道事業にとって解決すべき課題が更に増えている状況となっています。

また、水道施設の耐震診断を実施したところ、配水池に耐震性がないことが判明し、耐震化事業の促進も必要とされています。

これら激変する自然環境や社会情勢の変化に的確に対応し、安全・安心な水を将来にわたって持続的に供給するには、水道事業の将来像、目標や目標達成のための施策を示すことが重要であることから、理想的な事業展開を進め、水道を取り巻く状況の大きな変化（北海道胆振東部地震による変化）を踏まえた「安平町水道ビジョン」の改定を行います。



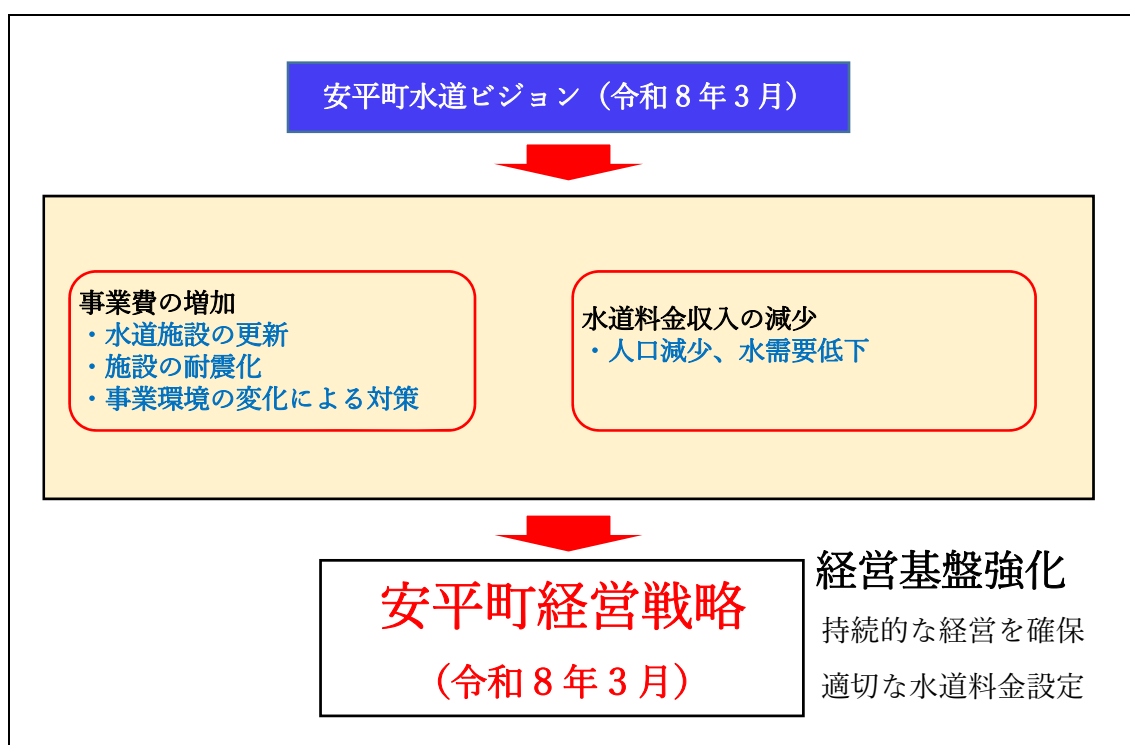
【安平町経営戦略】

総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財務局通知）により、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請しました。更に、同省は「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月25日同局通知）において、経営戦略の見直しに当たっては、料金収入、施設更新費用、維持管理費等の事項を投資・財政計画に的確に反映するように求めているところです。

安平町水道事業では、理想的な事業展開を進めていくために、水道をとりまく状況の大きな変化を踏まえた結果、今後の水道施設の改築・更新需要の増加が見込まれています。

更に、人口減少及び節水等で水需要の低下により料金収入の減少、2021年後半から急激に始まった物価上昇による事業費の増加により、厳しい経営状況に置かれることが予想されます。

将来にわたる安定的かつ計画的な経営を見通すため、経営の現状分析や中長期的な視点からの将来予測を行い課題を抽出し、課題解決に向けた取り組みにより一層の経営基盤の強化を図っていくための「安平町経営戦略」を策定します。

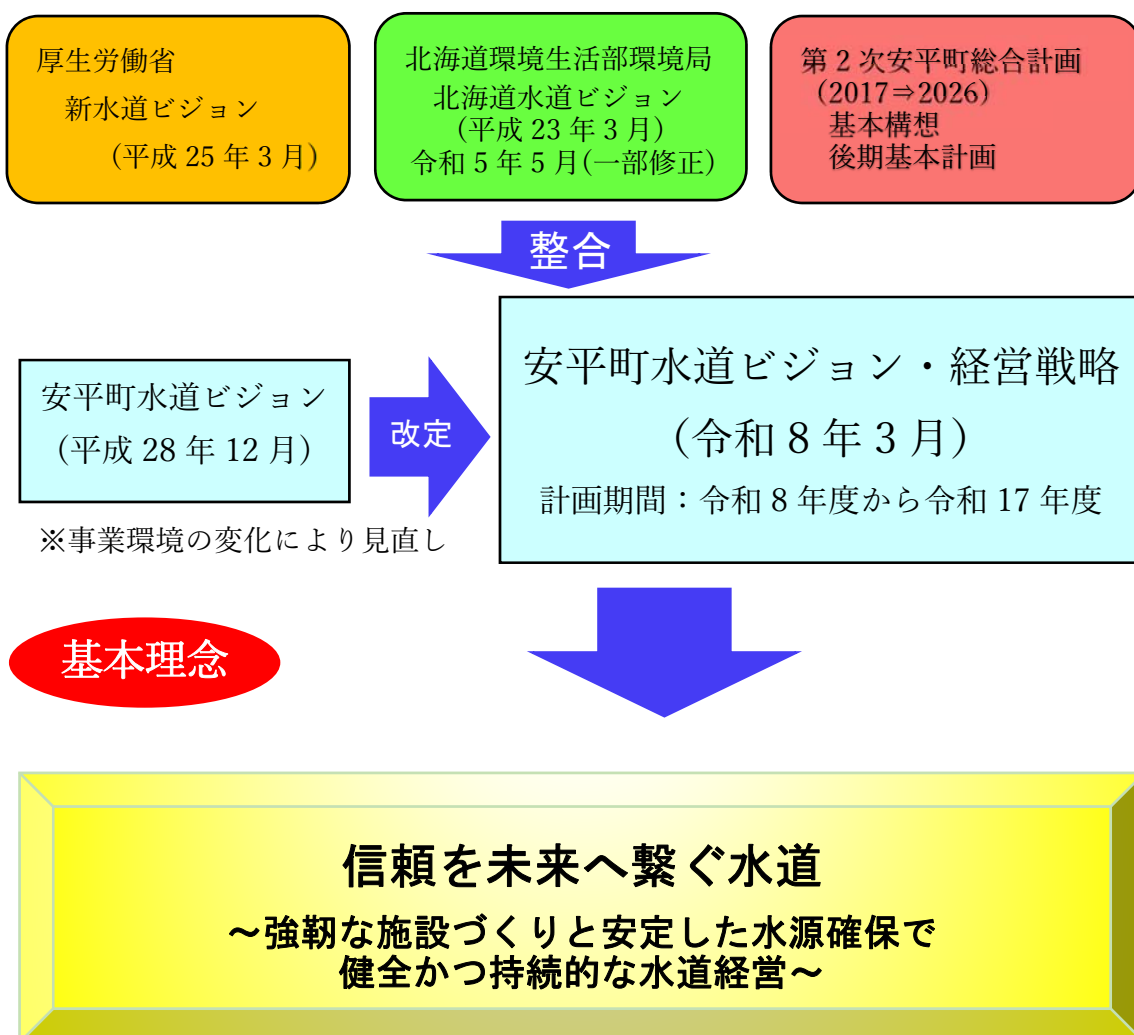


1-2. 安平町水道ビジョン・経営戦略の位置付け

厚生労働省は「新水道ビジョン」（平成25年3月）を公表し、水道の理想像「安全な水道、強靱な水道、そして水道サービスの持続」を示しました。

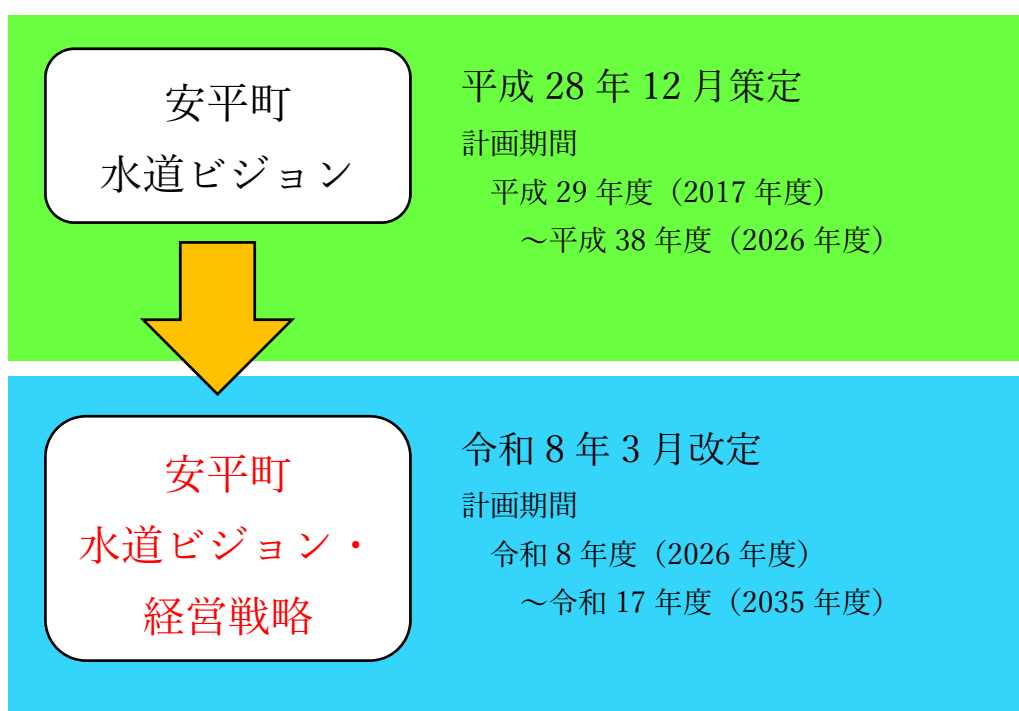
北海道においては水道関係者の共通の目標となる水道の将来像やその実現のための方策等を明確にし、関係者がその取組を推進していくため「北海道水道ビジョン（平成23年3月）令和5年5月（一部修正）」を策定しています。

「安平町水道ビジョン・経営戦略（令和8年3月）」は、これらを踏まえ「第2次安平町総合計画（2017⇒2026）」等との整合を図りながら、水道事業の現状と課題を明確にし、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間の経営や基本的な考え方など、水道事業のマスタープランとして水道経営の方向性と具体的な施策を推進するものです。



1-3. 計画期間

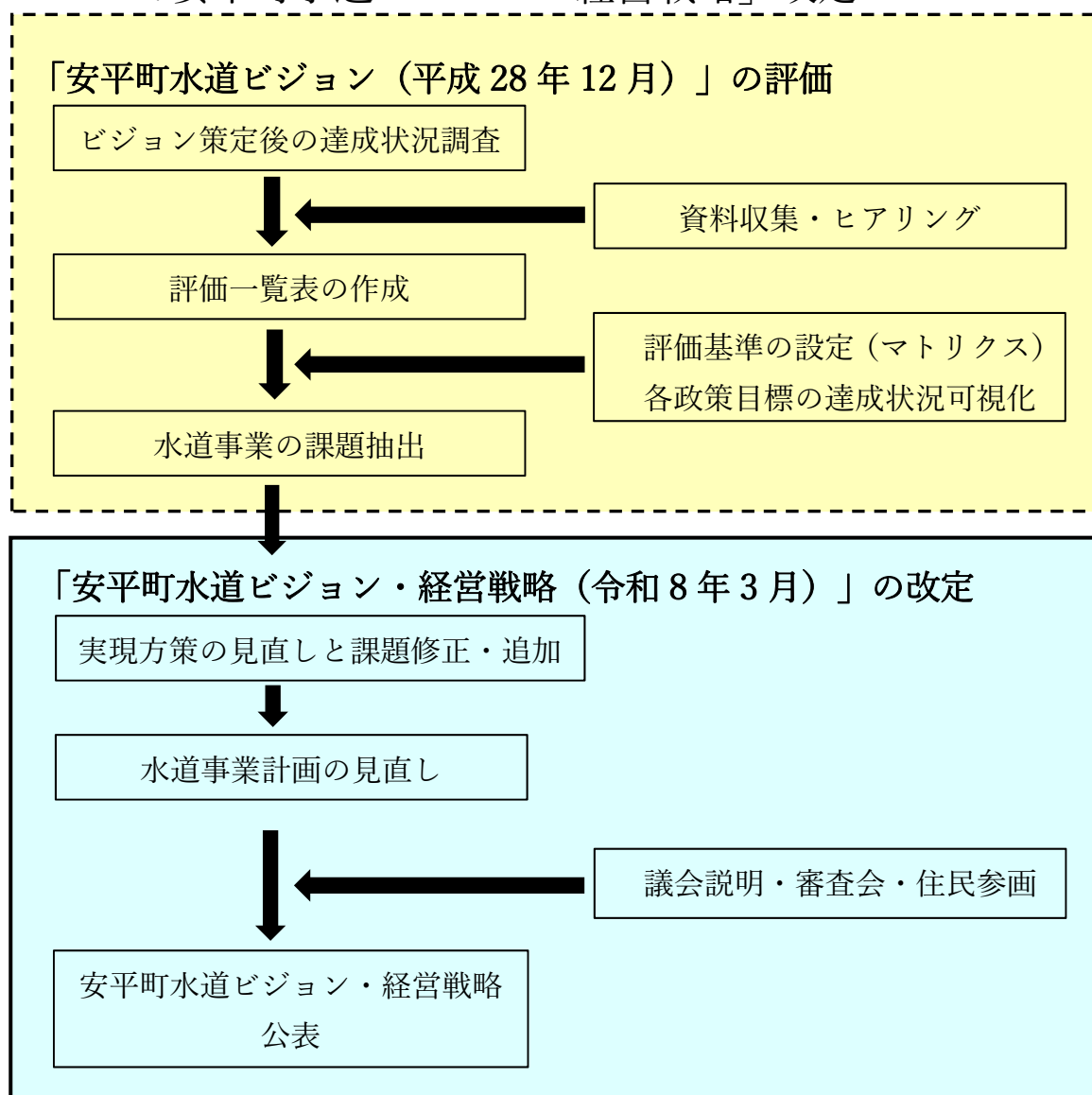
安平町水道ビジョン・経営戦略の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、中長期的な視点に立った目標設定を行います。また、必要に応じ、事業の進捗状況のチェックを行います。



1-4. 安平町水道ビジョン・経営戦略の改定フローと構成

安平町水道ビジョン・経営戦略の改定にあたっては、「安平町水道ビジョン（平成28年12月）」の達成度評価が不可欠であり、さらに厚生労働省が示した「水道事業ビジョン作成の手引き」、北海道環境生活部環境局環境推進課が示した「水道事業ビジョン策定マニュアル」に準拠しながら、以下のとおり策定・公表していきます。

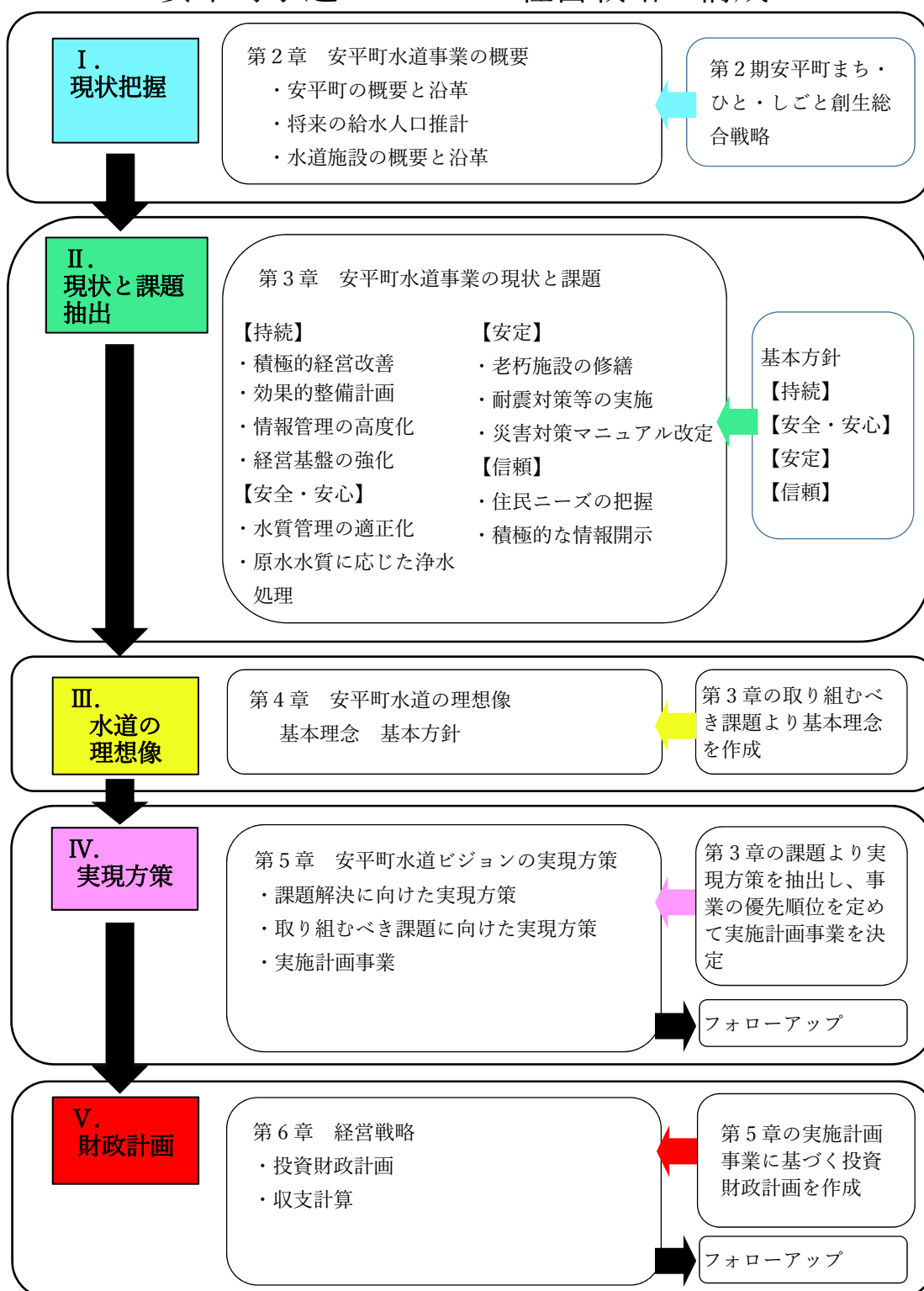
「安平町水道ビジョン・経営戦略」改定フロー



安平町水道ビジョン・経営戦略の改定にあたっては、「第2次安平町総合計画」（育てたい暮らしたい帰りたいみんなで未来へ駈けるまち）との整合を図るとともに、今後の環境要因の変化を想定して課題の抽出を行います。

また、実現方策については、地域住民にも分かりやすく見える化を図るとともに必要に応じて見直しを図れるようフォローアップ体制を構築します。

安平町水道ビジョン・経営戦略の構成



第 2 章 安平町水道事業の概要

2-1. 安平町の概要と沿革

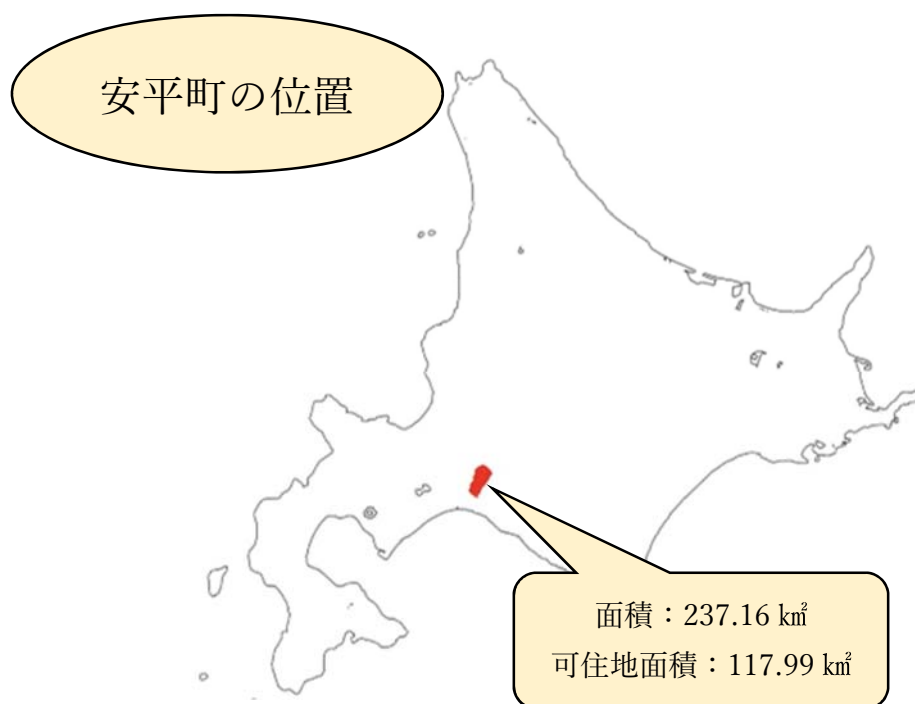
(1) 安平町の概要

【位置・地勢】

安平町は、北海道の南西部、胆振総合振興局管内の東北部に位置し、平成 18 年（2006 年）3 月 27 日に旧早来町と旧追分町が合併して誕生しました。この町の名前はアイヌ語の「アラ・ピラ・ツペ」に由来し、片方に崖のある川を意味します。北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接しています。道都札幌市から約 50 k m、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約 20 k m、海の玄関口である重要港湾苫小牧港から約 25 k m の位置にあり、交通の便の良い地域と言えます。

安平町の北部には、標高 364m のシアピラヌプリを主峰とした夕張山地に続く標高 100～350m 程度の山々が連なる他、追分市街の西には安平山があるなど、身近に緑が豊富にあります。また、これらの山々を源流とする安平川をはじめ清流が地域を流れており、潤いのある景観を作り出しています。

安平町の面積は 237.16 km²であり、うち可住地面積は 117.99 km²となっています。

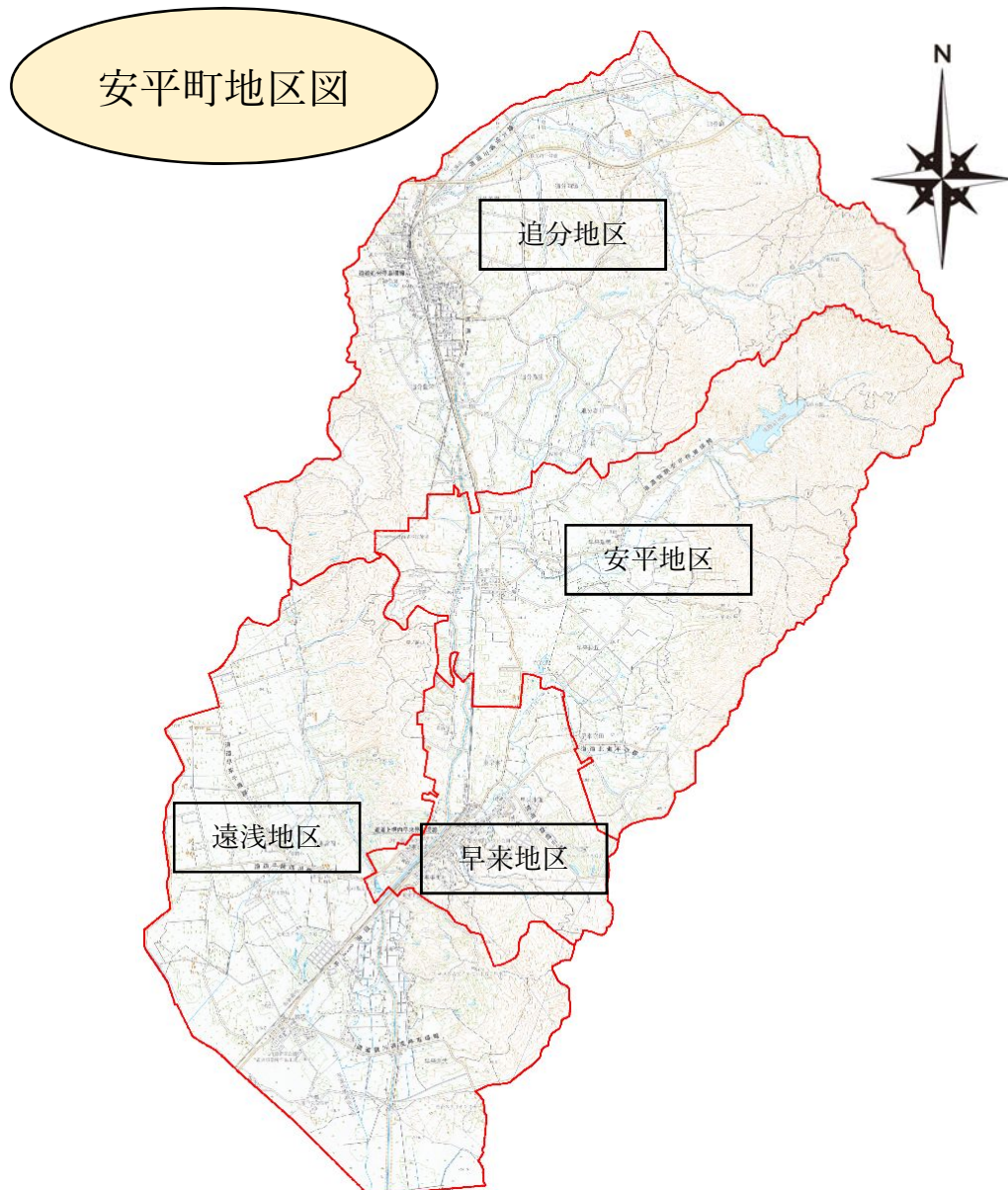


【気候】

北海道の中でも雪が少なく、年間を通して晴天の日が多い地域で、降水量は夏から秋にかけて多く、7～9月を中心に雨が降り、年間降水量は1,000mm程度です。年間平均気温は6.5℃と北海道の平均と比較すると温かい地域です。また、台風などの自然災害の影響が少ないため、住みやすい環境と言えます。

【地域構成】

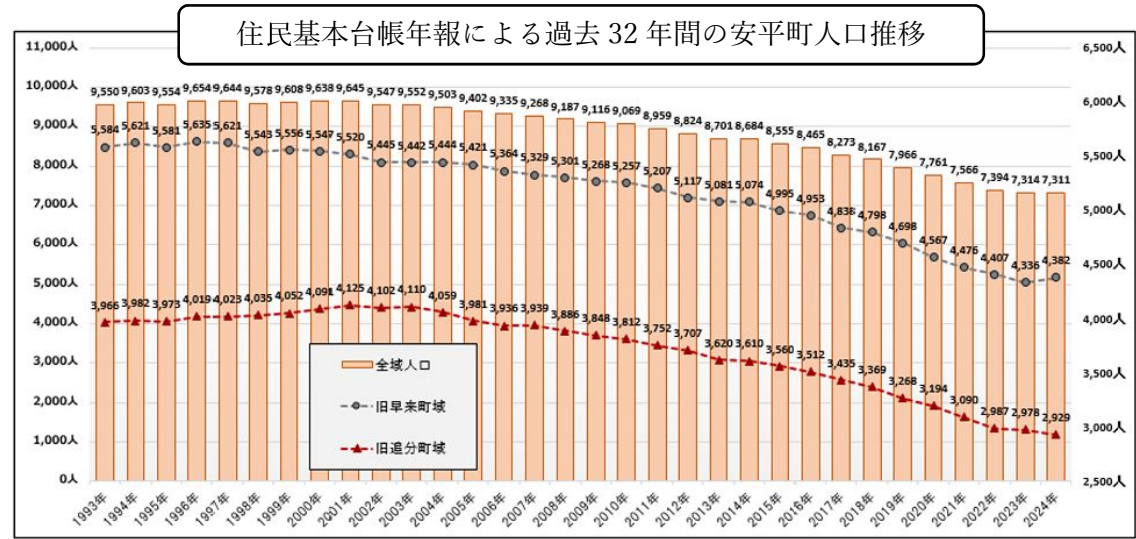
安平町は、四つの市街地とその周辺の農村部から構成されています。旧早来町の遠浅地区、早来地区及び安平地区、そして旧追分町の追分地区の四つに大別することができます、その位置は下図のとおりです。



【人口】

国勢調査により安平町の人口は、昭和 35 年(1960 年)の 14,485 人をピークとして、平成 14 年（2002 年）からは断続的に減少し、令和 6 年(2024 年)の住民基本台帳年報で 7,311 人となっています。

年少人口(15 歳未満)、生産年齢人口(15～64 歳以下)、老年人口(65 歳以上)の三年齢区分別では、年少人口と生産年齢人口が減少している一方、老年人口は増加しており、高齢化率は、令和 2 年（2020 年）国勢調査で 37.3%と、全国・全道平均を上回っています。



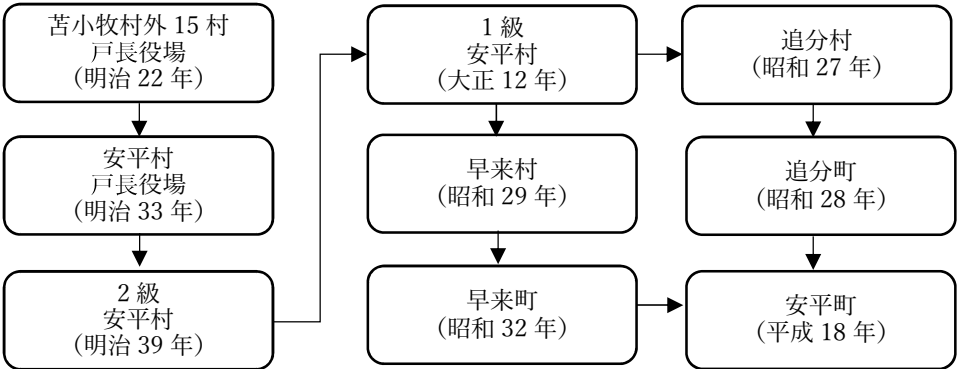
【安平町ホームページ：国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」に基づく安平町の将来推計】

(2) 安平町の沿革

安平町は、明治 33 年に植苗村と勇払村の一部が分村して安平村となり、明治 39 年には二級町村制が、大正 12 年には一級町村制が施行され、昭和 27 年には追分村が分村、翌 28 年に町制が施行され追分町が誕生。また、分村後の安平村は昭和 29 年に名称変更して早来村に、その後、昭和 32 年に町制が施行され早来町となりました。

平成 18 年（2006 年）には早来町と追分町が新設合併し、安平町が誕生しました。

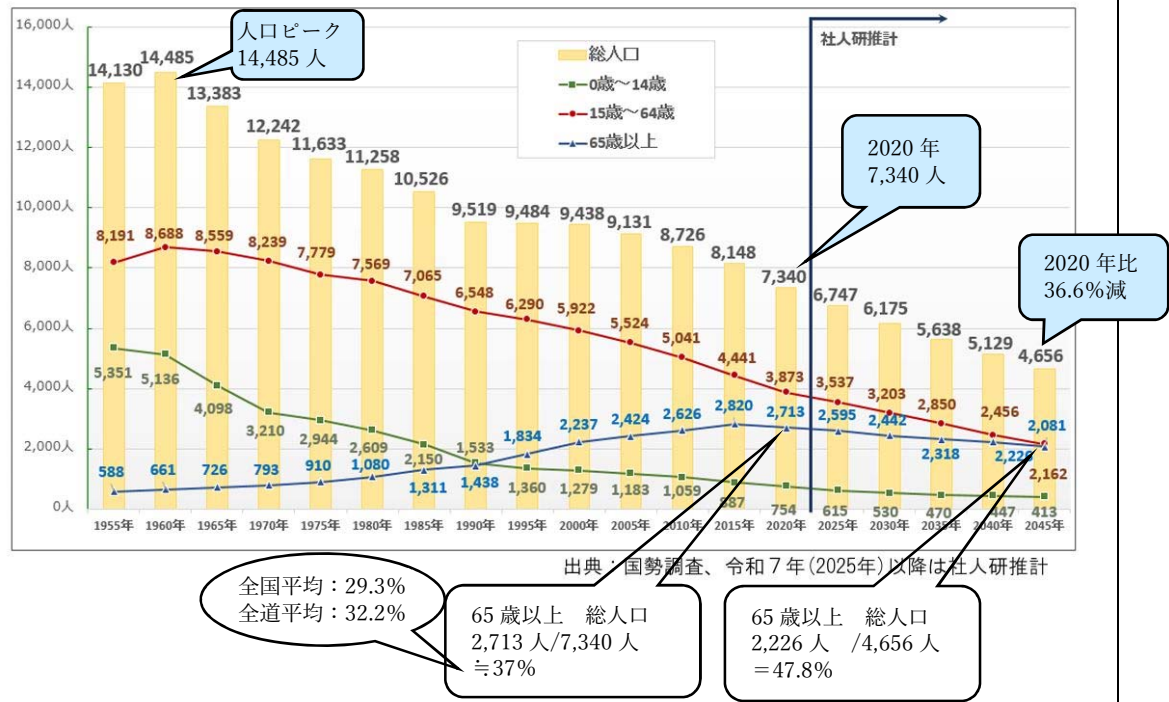


2-2. 将来の給水人口推計

(1) 安平町における人口推移と将来推計

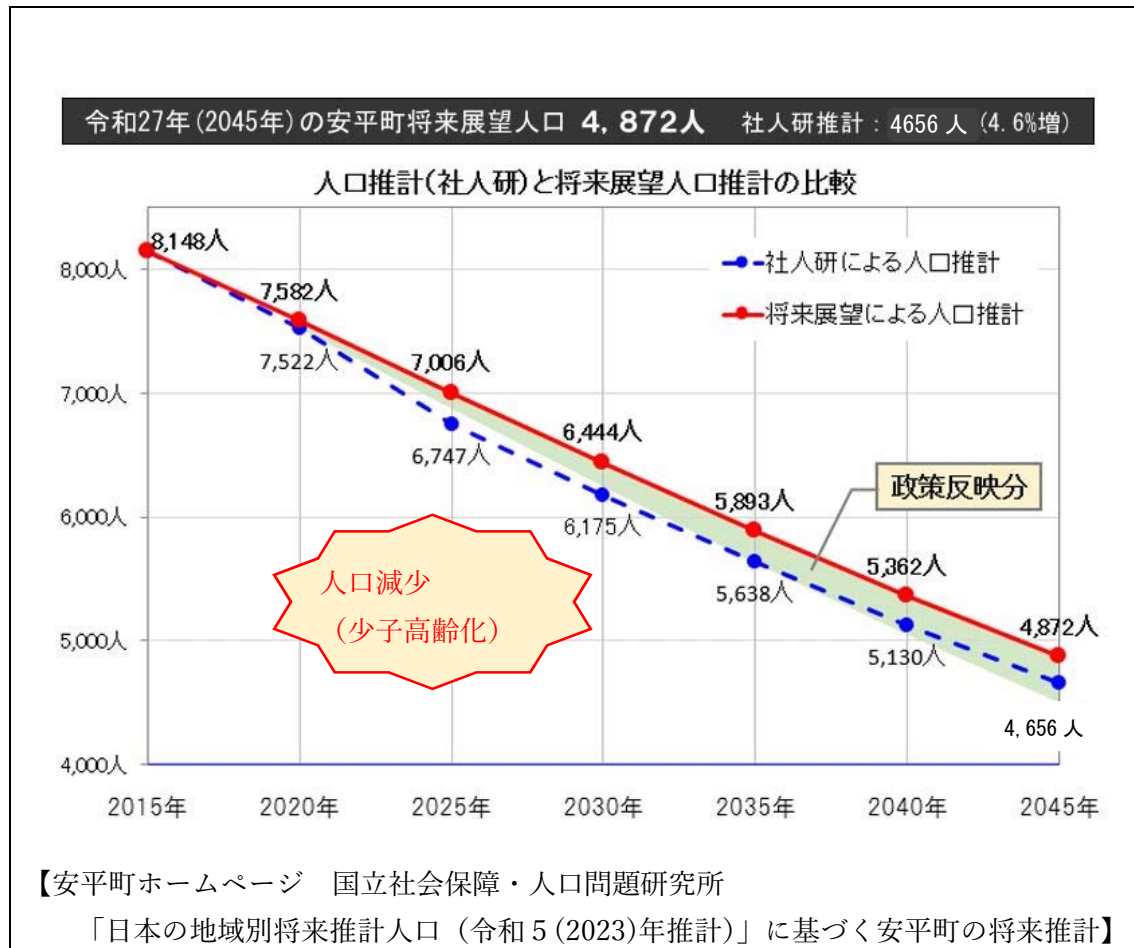
- ◆ 安平町の人口は、昭和 35 年(1960 年)の 14,485 人をピークとして、平成 14 年(2002 年)からは断続的に減少しています。
- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が平成 30 年 3 月に公表した推計では、安平町の令和 27 年(2045 年)の人口は、令和 2 年(2020 年)の国勢調査の人口から 36.6%減少し、4,656 人(高齢化率 47.8%)となることが予測されています。

図 1 : 人口推移(1955年～2020年)と将来推計(2025年～2045年)



【安平町ホームページ 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和 5 (2023)年推計)」に基づく安平町の将来推計】

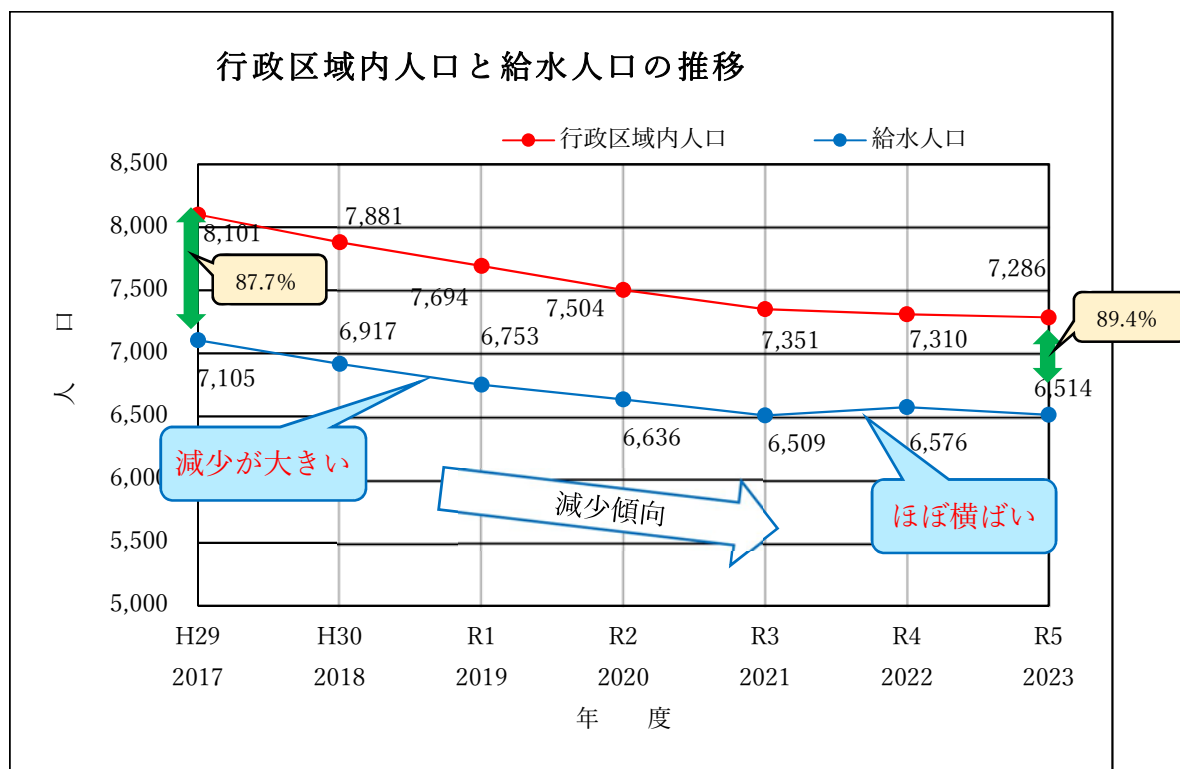
安平町では、「安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和6年2月）」で将来人口を展望するための基本的考え方として、自然減少対策、社会減少対策に基づく政策・施策の実行分を加味し、将来展望人口を推計しています。



(2) 安平町における行政区域内人口と給水人口の推移

平成29年(2017年)では、行政区域内人口に対しての給水人口は、87.7%となっていたましたが、令和5年(2023年)では89.4%と上昇しています。しかし、行政区域内人口及び給水人口ともに減少しています。

行政区域内人口及び給水人口は、平成29年から令和3年までは減少していますが、令和3年度から令和5年度においてはほぼ横ばいとなっています。



2-3. 水道施設の沿革と概要

(1) 水道施設の沿革

早来地区簡易水道

単位：m³/日、人

	認可年月日	計画給水量	計画給水人口	備考
創設	昭和44年 3月31日	450	3,000	早来市街地区
第1次拡張	昭和50年 7月23日	675	4,500	安平地区
第2次拡張	昭和51年 6月22日	1,000	5,000	遠浅、新栄地区
第3次拡張	昭和55年10月15日	1,000	5,000	安平工業団地
第4次拡張	平成5年 5月13日	1,900	5,000	富岡地区
第5次拡張	平成17年 7月13日	1,900	5,000	浄水方法の変更
届出	平成23年 2月10日	1,900	5,000	安平・東早来地区

追分地区簡易水道

単位：m³/日、人

	認可年月日	計画給水量	計画給水人口	備考
創設	昭和46年 3月31日	873	4,500	追分本町簡水
第1期拡張	昭和52年 9月17日	1,200	4,500	緑が丘、若草
第2期拡張	昭和56年 6月27日	1,200	4,500	豊栄、弥生
第2期変更	昭和57年10月 5日	1,200	4,500	取水変更(湧水)
第2期変更	昭和60年 6月27日	1,200	4,500	取水変更(川)
創設	平成13年 4月19日	170	130	明春辺簡水
第3期拡張	平成16年 7月27日	1,300	3,820	豊栄
創設	平成27年 4月14日	1,460	3,300	追分本町+明春辺

※追分地区は、昭和46年3月創設の追分本町地区簡易水道と平成13年4月創設の明春辺地区簡易水道、さらに追分地区飲雑用水道の給水区域を統合して、平成27年4月に追分地区簡易水道になっています。

※計画給水量は、平成28年度の追分浄水場改修工事完了後に1,300 m³/日となり、平成29年度以降に道営農業農村整備事業営農用水事業で160 m³/日の膜ろ過施設を整備しているため、その合算値1,460 m³/日としています。

安平町上水道

単位：m³/日、人

	認可年月日	計画給水量	計画給水人口	備考
簡易統合	平成29年 3月14日	3,360	7,400	早来、追分簡水

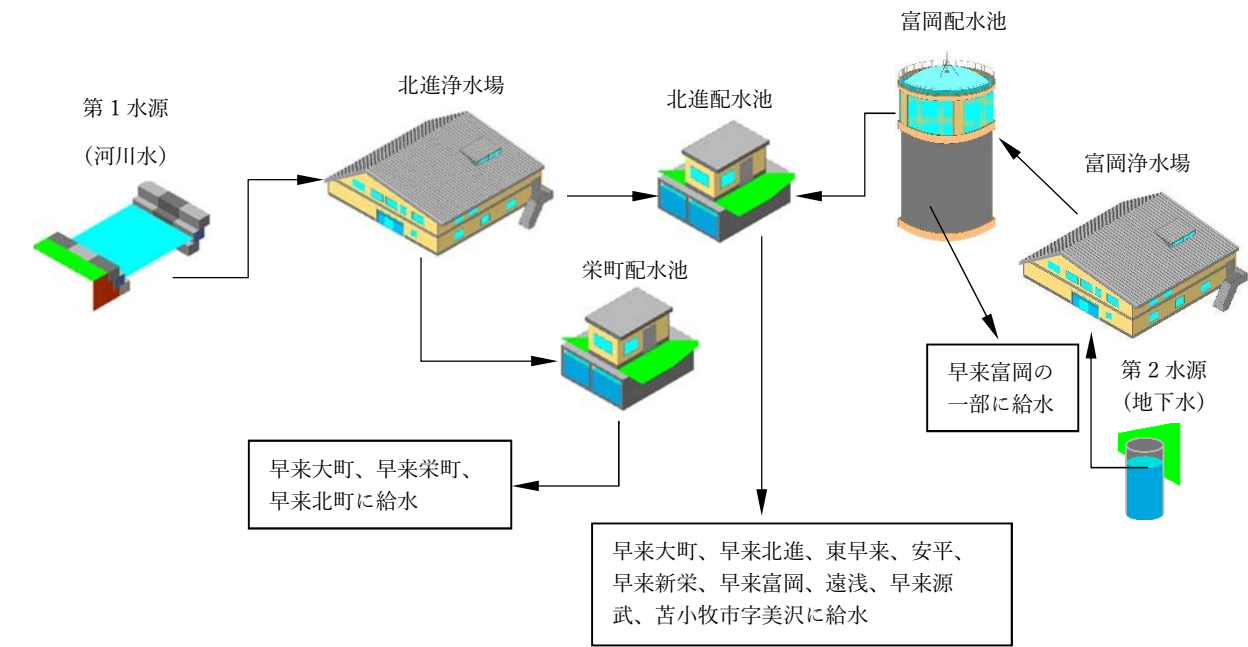
(2) 水道施設の概要

【早来地区】

施設名		建設年度	施設能力等	備 考
取水施設	第1水源 (河川水)	昭和50～ 51年度	トキサラマップ川表流水 計画取水量 1,506 m ³ /日	創設
	沈砂池	昭和50～ 51年度		創設
浄水施設	取水井	昭和50～ 51年度		創設
	北進浄水場	昭和50～ 51年度	急速ろ過方式 計画給水量 1,370 m ³ /日	第1次拡張事業 浄水池等増設、平成10～ 12年度で設備類更新
配水施設	栄町配水池1号	昭和45年度	有効容量 204 m ³ RC造 2池	創設
	栄町配水池2号	昭和56年度	有効容量 504 m ³ RC造 2池	石油備蓄交付金事業
	北進配水池1号	昭和51年度	有効容量 174 m ³ RC造 2池	第1次拡張事業
	北進配水池2号	昭和57年度	有効容量 652 m ³ RC造 2池	石油備蓄交付金事業

施設名		建設年度	施設能力等	備 考
取水施設	第2水源 (地下水)	平成5～6年度	浅井戸(300A H=23m) 計画取水量 580 m ³ /日	第4次拡張事業
浄水施設	富岡浄水場	平成5～6年度	急速ろ過方式、 除鉄・除マンガン 計画給水量 530 m ³ /日	第4次拡張事業
配水施設	富岡配水池	平成7年度	有効容量 142.4 m ³ PC造 1池	第4次拡張事業

施設フローシート（早来地区）



北進浄水場



富岡浄水場



北進配水池



栄町配水池



富岡配水池

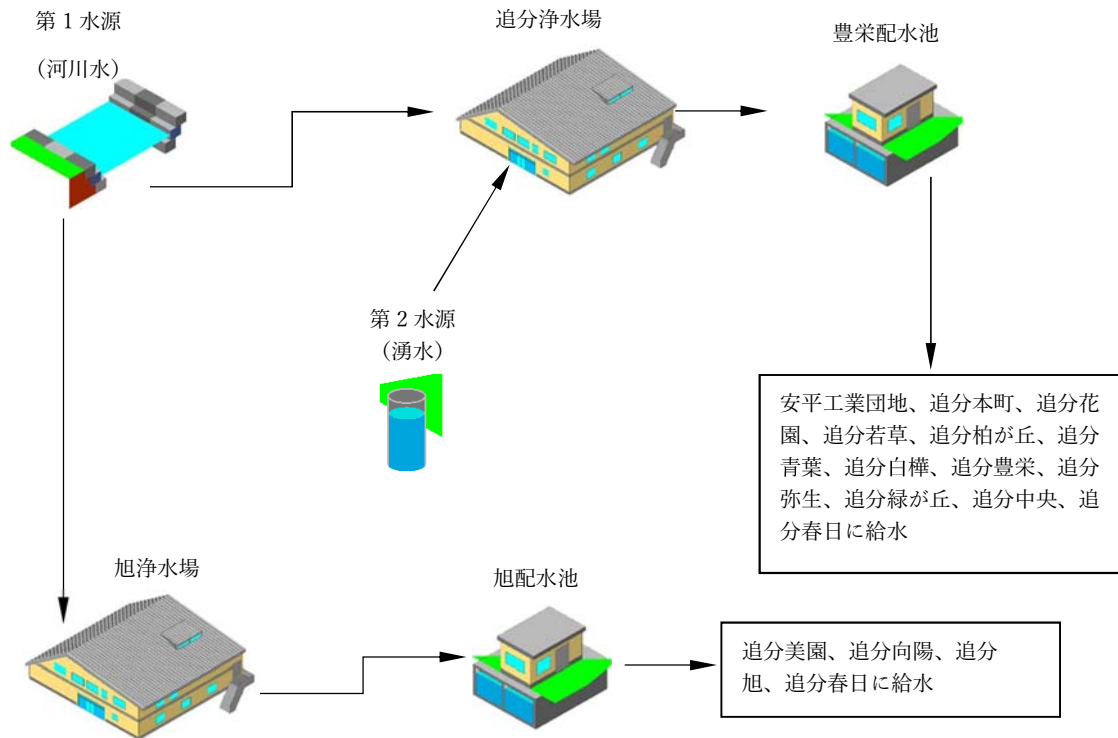


第2章 安平町水道事業の概要

【追分地区】

施設名		建設年度	施設能力等	備 考
取水・導水施設	第1水源 (河川水)	平成28年度	安平川表流水 計画取水量 1,399 m ³ /日	ウォータースクリーン取水 へ改修
	取水井	昭和47 ～48年度		創設
	沈砂池	昭和47 ～48年度		創設 令和1年度 改修 (道営事業)
	第2水源 (湧水)	昭和57年度	高橋の沢 計画取水量 200 m ³ /日	創設
浄水施設	追分浄水場	平成28年度	膜ろ過方式+滅菌のみ 計画給水量 1,300 m ³ /日	新浄水場建設
	旭浄水場	平成29～ 30年度	膜ろ過方式、除鉄・除マ ンガン 計画給水量 160 m ³ /日	新浄水場建設 (道営事業)
配水施設	豊栄配水池1・2号	昭和47年度	有効容量 335 m ³ RC造 2池	創設
	豊栄配水池3号	昭和52年度	有効容量 167 m ³ RC造 1池	第2期拡張事業
	豊栄配水池4・5号	昭和61年度	有効容量 363 m ³ RC造 2池	石油備蓄交付金事業
	旭配水池1号	昭和47～ 48年度	有効容量 116 m ³ RC造 2池	令和2年度 内部改修
	旭配水池2号	平成8年度	有効容量 134 m ³ RC造 2池	令和1年度 改修 (道営事業)

施設フローシート（追分地区）



追分浄水場



旭浄水場



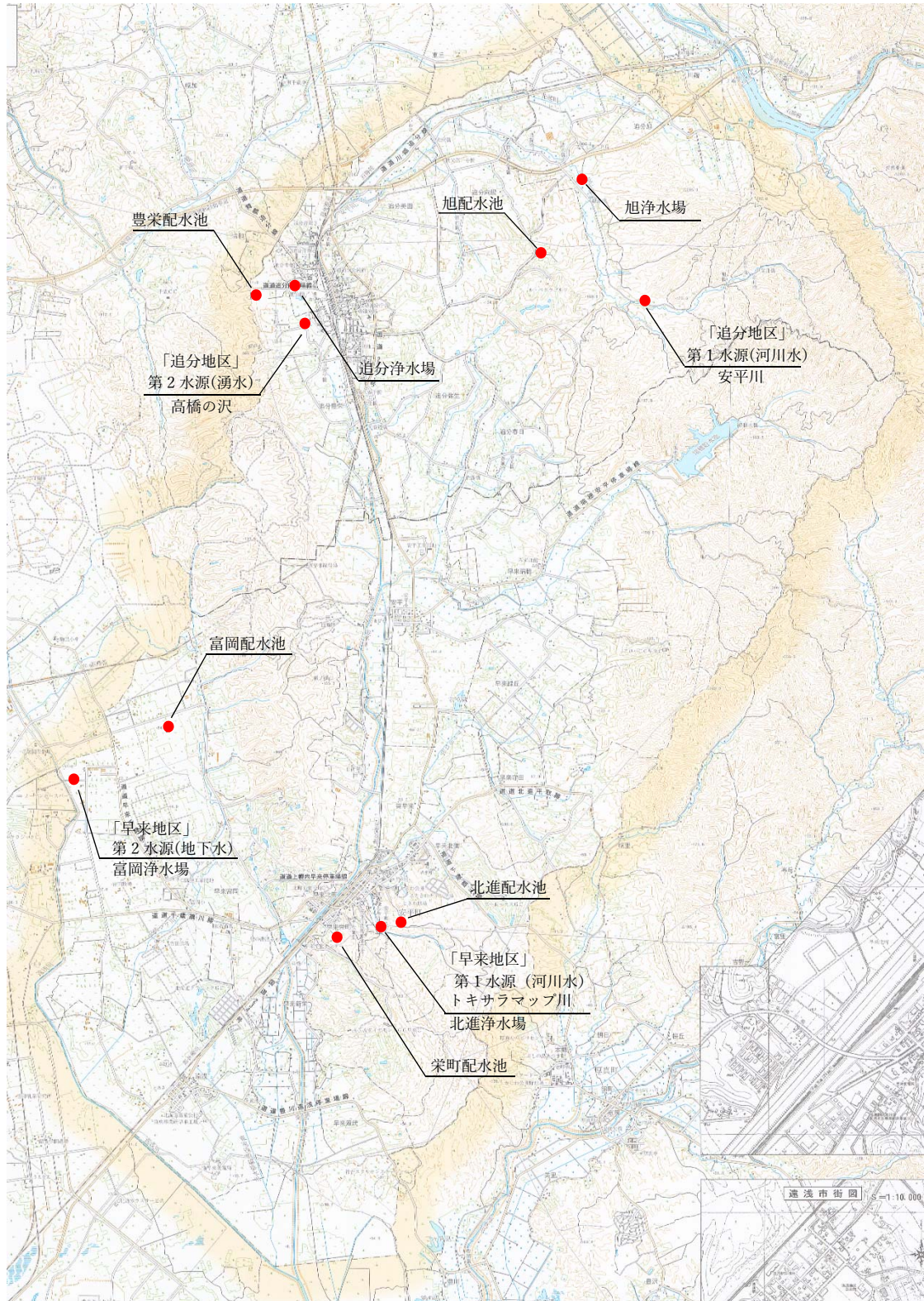
豊栄配水池



旭配水池



施設位置図



第3章 安平町水道事業の現状と課題

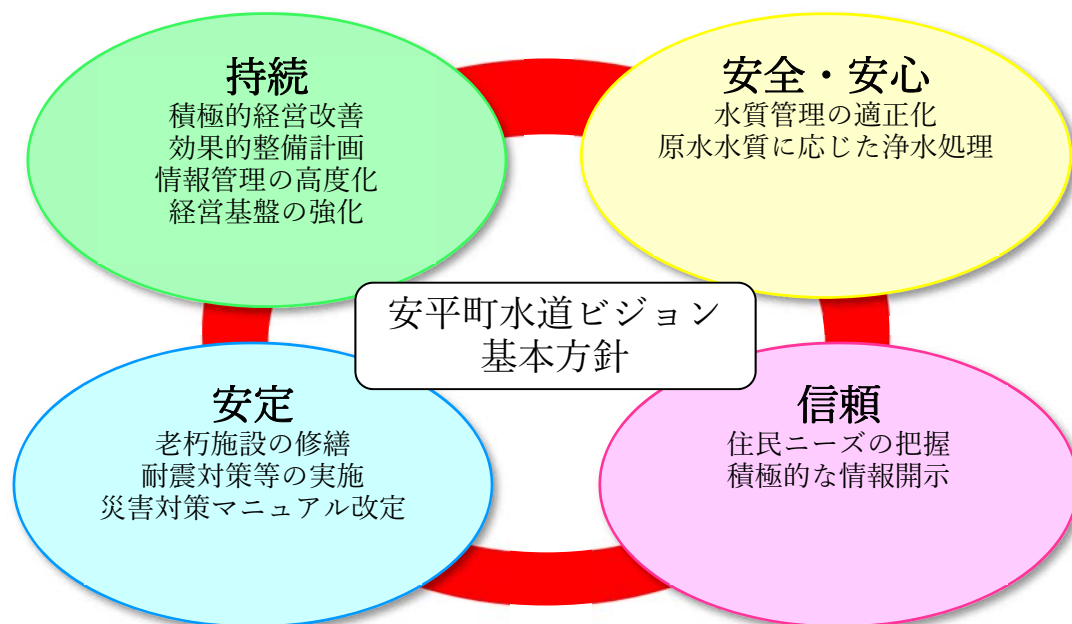
3-1. 安平町水道ビジョンの基本方針

安平町水道事業は昭和44年に創設され、創設時に整備された施設の老朽化が進み、その更新が大きな課題となっています。また、北海道胆振東部地震による大規模な災害が発生したため、ライフラインである水道施設の耐震化が急務となる中、集中豪雨等による取水の安全性の低下も頻発しています。

給水人口の減少も大きな問題であり、少子高齢化の進行により料金収入が減少し、施設の老朽化に伴う更新需要の増加や物価高騰等により支出が年々増加しています。

支出の増加による資金不足を解消するため、令和5年度より一般会計からの基準外繰入を行っている状況です。

こうした水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、安平町水道ビジョンの基本方針である「持続」「安全・安心」「安定」「信頼」における現状と課題を整理します。



3-2. 持続

【積極的経営改善】

(1) 組織と事務事業の効率化

現 状

これまで水道業務を担っていた専門知識のある技術職員の退職を受けて、水道事業者の組織内の技術をどのように継承するかという点については従前からの課題となっています。

安平町では、水道事業に携わる職員の減少はありませんが、技術系職員の減少に伴う事業遂行能力の低下が問題となっております。技術系職員の確保については安平町役場全体の問題であり、募集を行っておりますが応募が少ない状態が続いています。

今後の水道事業には、高度な技術的基盤に立脚しつつ、適正規模を意識した施設更新計画の策定とその実践が求められます。また、老朽化施設の更新への対応や、災害に強い持続可能な水道に向けた取組など、これまで以上に技術系職員の業務は増加しています。



こうした中、業務の効率化を図るため、水道施設の維持管理業務を委託する包括的民間委託を上水道と専用水道の管路を除く水道施設の全てで実施しています。

施設管理業務以外では、メーター検針を民間委託しています。また、令和4年度からスマートメーターへの更新を実施しており、漏水の早期発見と検針業務の効率化を図っています。

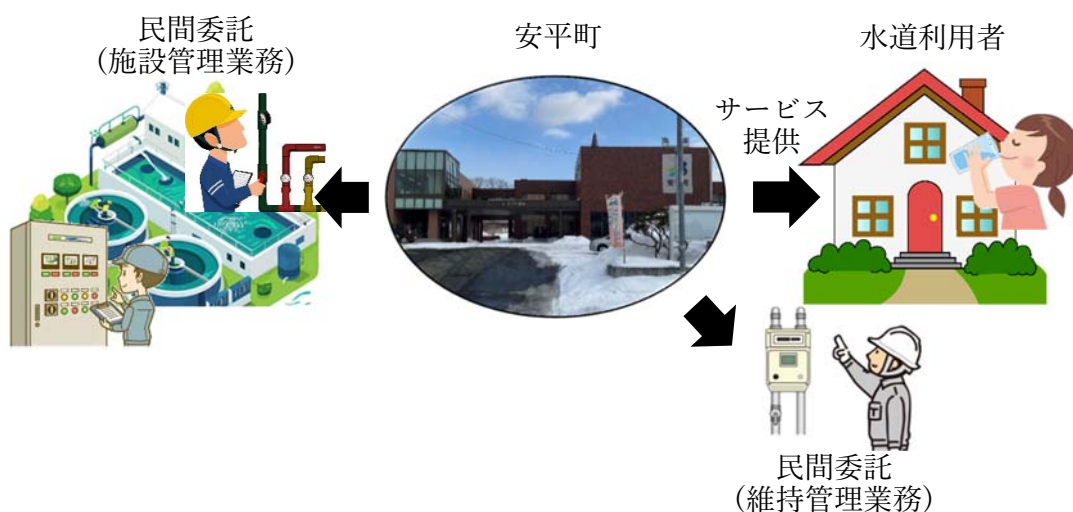
課 題

持続可能な水道事業を将来にわたって維持するためには、水道事業における専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成が不可欠です。

(2) サービス水準の検討とコスト縮減

現 状

水道施設の運営は、民間委託で専門知識のある人材を配置することによって、最適な水処理を行っています。これにより水道水の安全性の向上と安定的な供給を確保しています。



課 題

水道管路の民間委託への検討及びウォーターPPP等の検討を進めていく必要があります。

【効果的整備計画】

(1) 水道未普及地域解消事業の計画策定と実施

現 状

水道未普及地域は、水源の水量不足と水道施設整備費が多額であるため財源確保が困難であり、投資効果である費用対効果が得られないことから、困難な事業となっています。

課 題

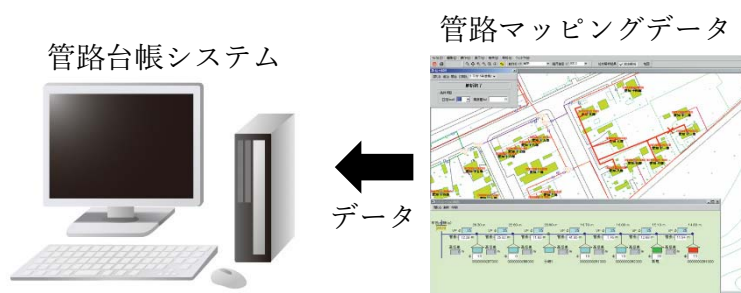
水源の水量不足を解消し、従来のインフラ整備手法に代わる新たな水供給システム（給水車による運搬等）の検討を進めていく必要がありますが、計画期間内では解決できない問題となっています。

【情報管理の高度化】

(1) 管路台帳システムの更新、活用

現 状

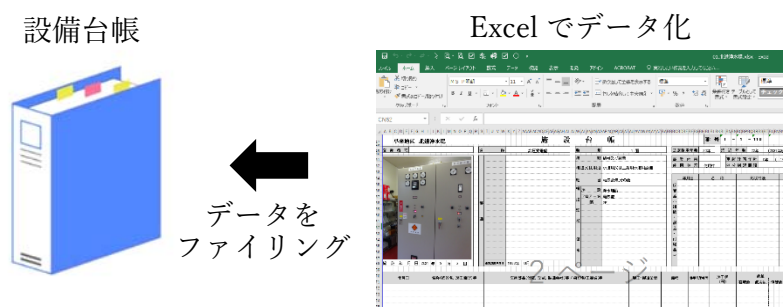
水道管路台帳は、管路マッピングデータに基づく管路台帳システムを導入し、水道施設の適切な管理と大規模災害時に円滑に応急対策活動ができるように水道施設の基礎情報を整備しています。



(2) 設備台帳システムの更新、活用

現 状

水道施設の設備台帳は浄水場等の主要施設に保管しています。設備台帳は、型番、製造年月日等の必要な情報のほかに修繕履歴などの記載項目があり、水道施設の適切な維持管理・更新を行っています。



【経営基盤の強化】

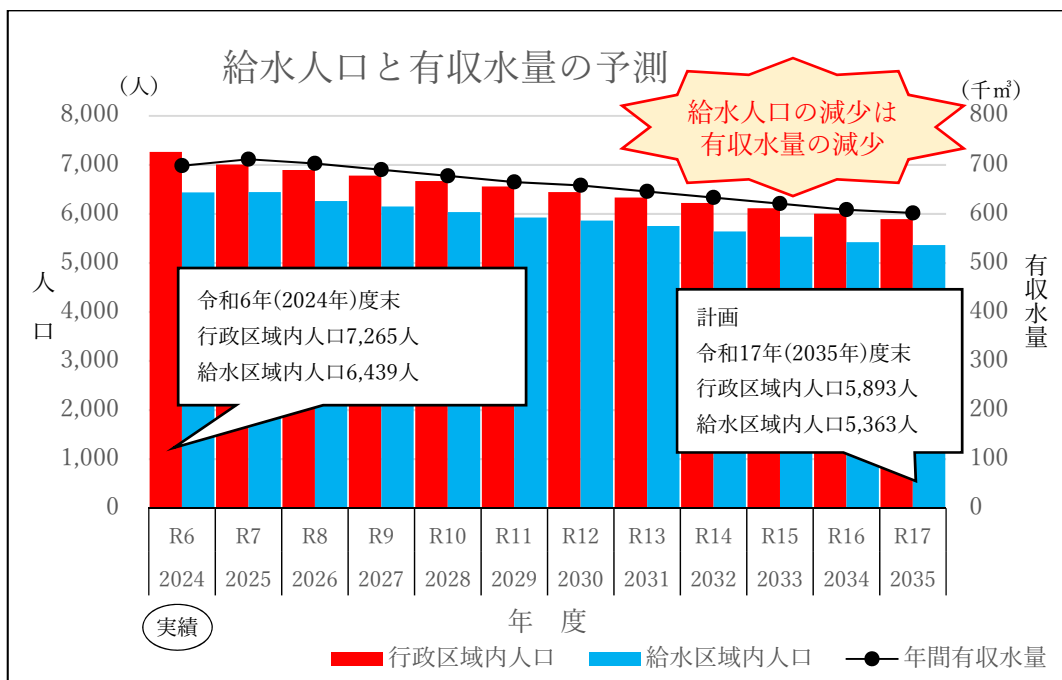
(1) 料金水準の適正化

現 状

水道施設を維持していくためには、多大な費用と期間を要します。料金収入が減少し、更新需要の増加や物価高騰により支出が増加し、財政状況が年々悪化する状況のもと支出増に対応するため、令和5年度から一般会計基準外繰入を行っています。

① 給水人口と有収水量

給水人口の減少により有収水量も年々減少していきます。



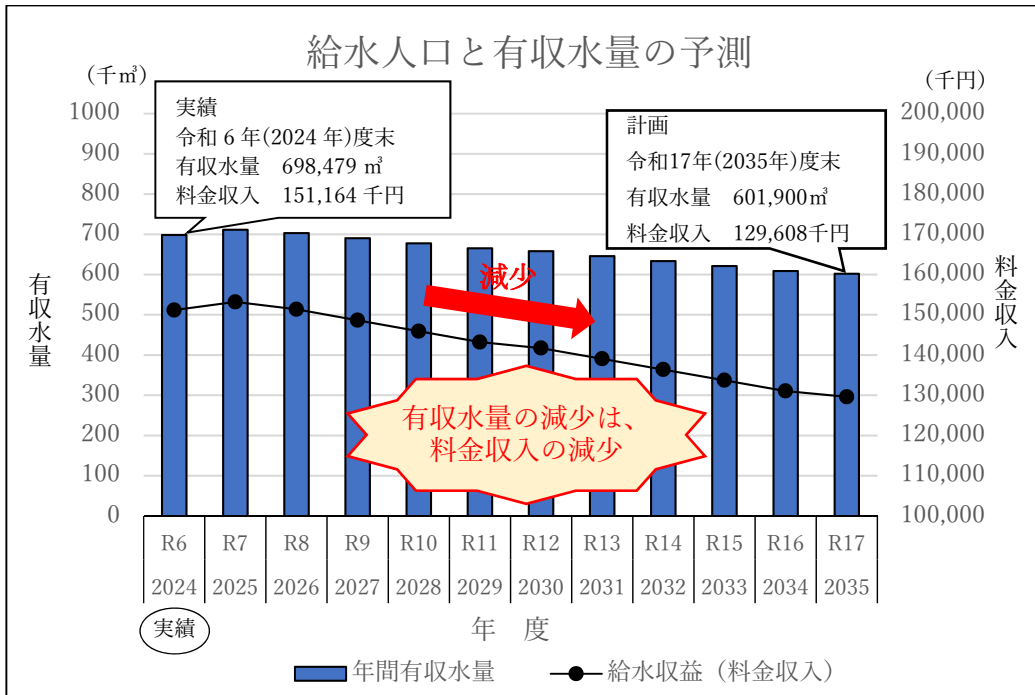
給水人口と有収水量の予測値

年 度	R7 2025 年	R8 2026 年	R9 2027 年	R10 2028 年	R11 2029 年	R12 2030 年
給水人口 (人)	6,446	6,263	6,150	6,038	5,925	5,864
年間有収水量(m^3)	711,492	702,970	690,353	677,736	665,120	658,227

年 度	R13 2031 年	R14 2032 年	R15 2033 年	R16 2034 年	R17 2035 年	
給水人口 (人)	5,754	5,644	5,533	5,423	5,363	
年間有収水量(m^3)	645,857	633,488	621,118	608,748	601,990	

② 有収水量と水道料金収入

有収水量の減少により料金収入も年々減少します。



有収水量と水道料金収入の予測

年 度	R7 2025 年	R8 2026 年	R9 2027 年	R10 2028 年	R11 2029 年	R12 2030 年
年間有収水量(m³)	711,492	702,970	690,353	677,736	665,120	658,227
料金収入 (千円)	153,200	151,365	148,633	145,917	143,200	141,716

年 度	R13 2031 年	R14 2032 年	R15 2033 年	R16 2034 年	R17 2035 年	
年間有収水量(m³)	645,857	633,488	621,118	608,748	601,990	
料金収入 (千円)	139,053	136,390	133,727	131,063	129,608	

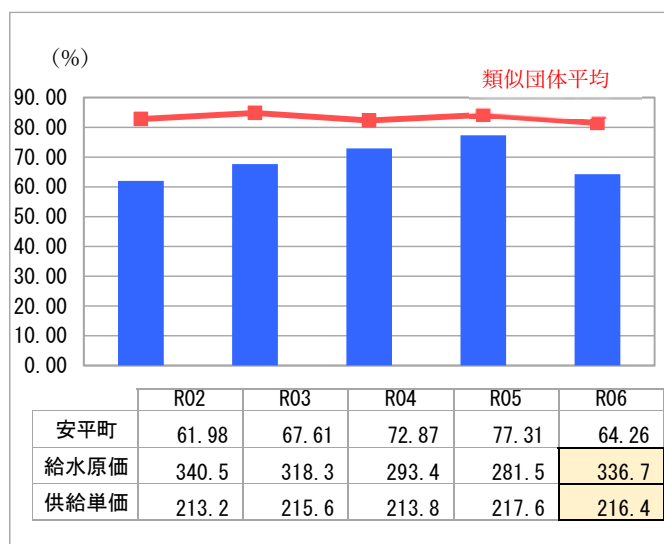
※料金収入の予測は、2024 年の供給単価（給水収益÷有収水量＝供給単価）
216.4 円/m³を使用して算出しています。

③ 料金回収率

令和6年度では、給水原価（水を作るための原価）が1 m³当り 336.7 円ですが、供給単価（水の販売価格）は 216.4 円となっています。料金回収率は約 64%であり、給水原価に対する不足分の約 36%である 120.3 円は安平町一般会計繰入金により負担されています。

経営比較分析表（令和6年度）

料金回収率（%）＝供給単価/給水原価×100

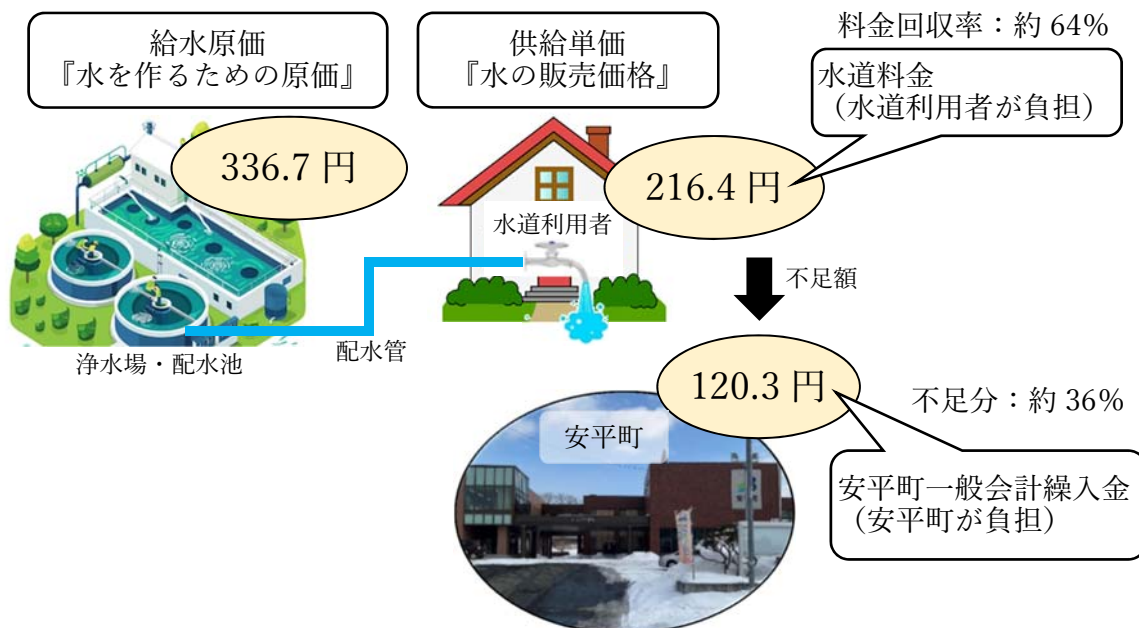


料金回収率とは

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入（安平町一般会計からの繰入金）で賄われていることを意味します。

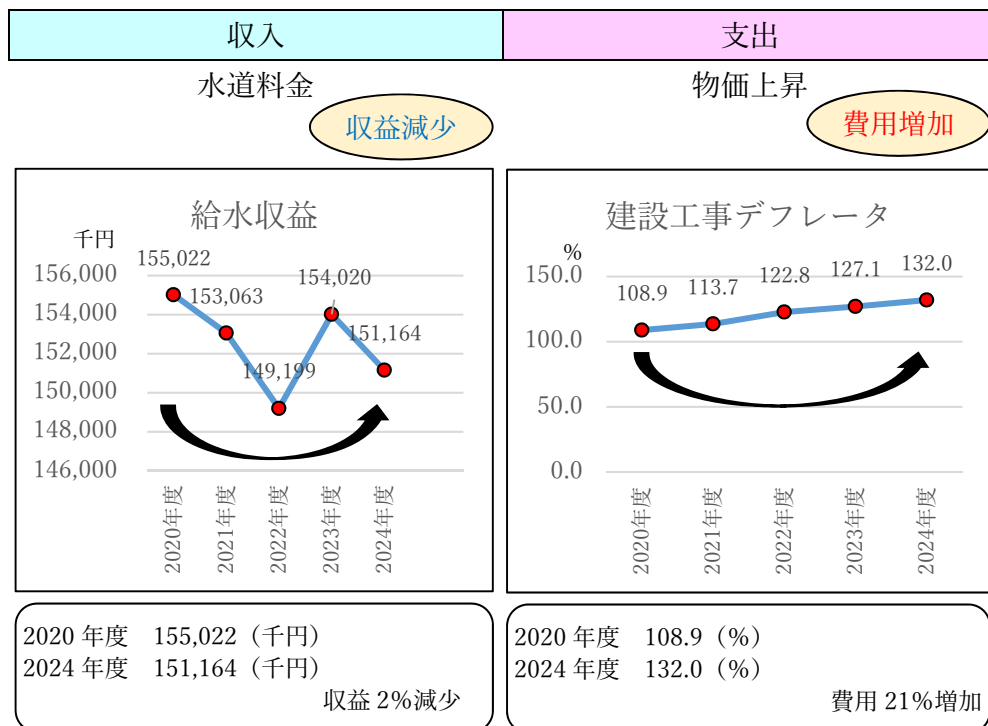
給水原価：水道水 1 m³当たりの生産原価

令和6年度の給水原価の例



④収入と支出のバランス

収入は、人口減少による使用水量の減少により年々減少しています。支出では、施設の老朽化に伴う更新需要の増加や、物価高騰により年々増加しています。



課 題

料金収入の減少に対処するためには、更新費用の増加や物価高騰による費用増加に対応できる料金水準等を見直し、料金改定を検討する必要があります。

取り組むべき課題

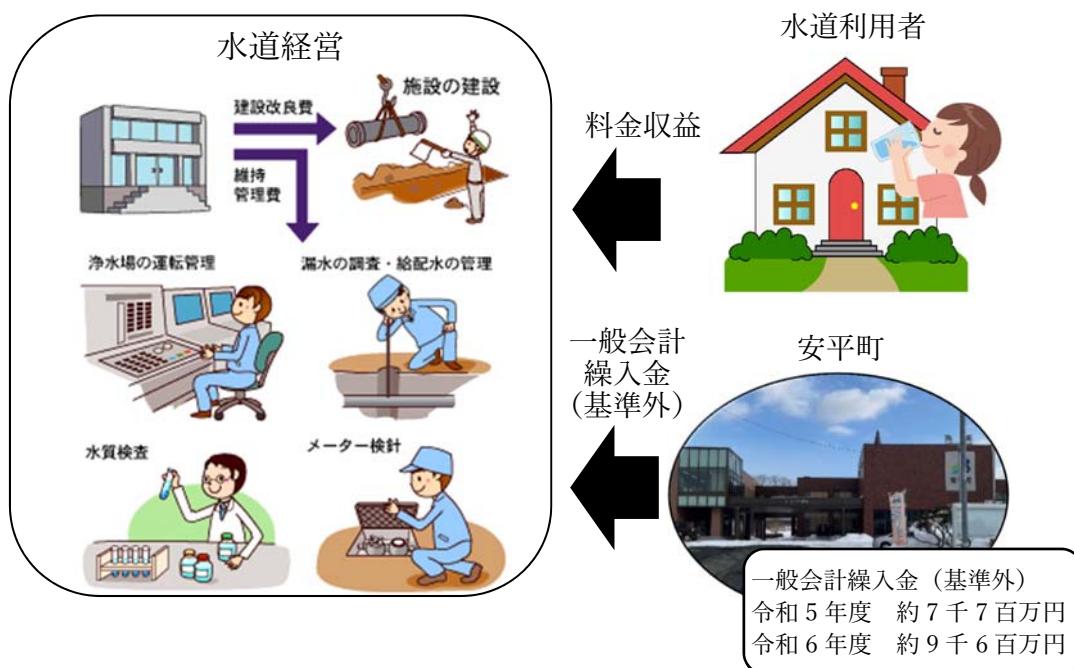
- ・料金水準等の見直しによる適正な水道料金の改定

(2) 資金計画・財政計画の策定

現 状

「安平町水道事業財政計画（平成28年12月）」により、平成26年から令和8年までの財政推計を行っています。

しかし、人口減少で料金収入が減少しており、更新需要の増加や物価高騰により支出が増加したため、資金確保が出来ていない状況となっています。このため、令和5年度より経営安定のために一般会計より基準外繰入を実施しており、本来は水道会計で負担すべき経費を一般会計で補填しています。



課 題

一般会計繰入金（基準外）が多くなると、財政的な負担が増加し、安平町の財政状況が悪化する可能性があります。このことから、早急に資金計画・財政計画を見通し、料金改定を含んだ計画的な収支計画を作成する必要があります。

取り組むべき課題

- ・ 計画的な事業計画と料金改定を見込んだ収支計画の作成

3-3. 安全・安心

【水質管理の適正化】

(1) 水質基準改正に対応した水質検査

現 状

水道の原水及び浄水の水質検査は「安平町水質検査計画」により、定期的を実施しています。

令和8年度の「安平町水質検査計画」は安平町ホームページに公開されています。

令和8年度 安平町水道事業水質検査計画

令和8年度

安平町水質検査計画



北道浄水場

追分浄水場

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠であり、水道の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するとともに、水質検査項目等を定めたものです。また、この計画を公表することで、検査内容の透明性を高め、さらに、お客様のご意見を反映しながら見直しを行うなど、より一層安全で安定した水質管理を行っていきます。

水質検査計画の内容

- 1 水質検査の基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の自己／委託の区分
- 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

【原水水質に応じた浄水処理】

(1) 原水の高濁度・高色度に対応する運転管理法確立等

現 状

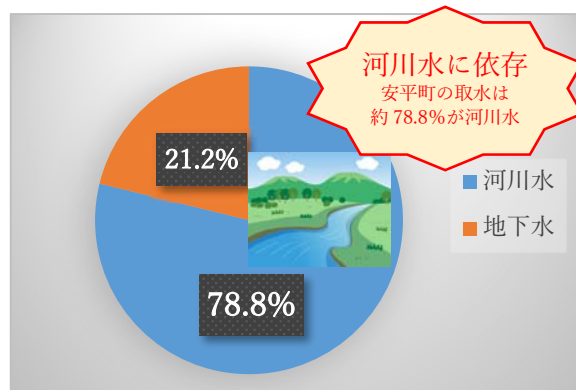
民間委託により専門知識のある人材を配置することによって、最適の水処理を行っています。ただし、安平町の水道水源の約8割は河川水であるため、近年では集中豪雨により上流の土砂が流入して取水口（河川底部取水）が閉塞する状況が確認されています。また、豪雨による河川水濁度の上昇により取水制限が年数回発生し、水道水の確保が困難な状況となっています。

水道の水源では、現在は維持管理として、取水口上流の河川内堆積土を定期的に掘削除去して、土砂の浸入を防いでおりますが、高濁度の場合は取水制限により対策している状況です。

安平町の水源

早来地区		追分地区	
第1水源	第2水源	第1水源	第2水源
トキサラマップ川 (河川水)	浅井戸 (地下水)	安平川表流水 (河川水)	高橋の沢 (湧水)
計画取水量 1,506 m ³ /日	計画取水量 580 m ³ /日	計画取水量 1,399 m ³ /日	計画取水量 200 m ³ /日

安平町の水道水源



河川水

早来地区：40.9%

追分地区：37.9%

地下水（湧水含む）

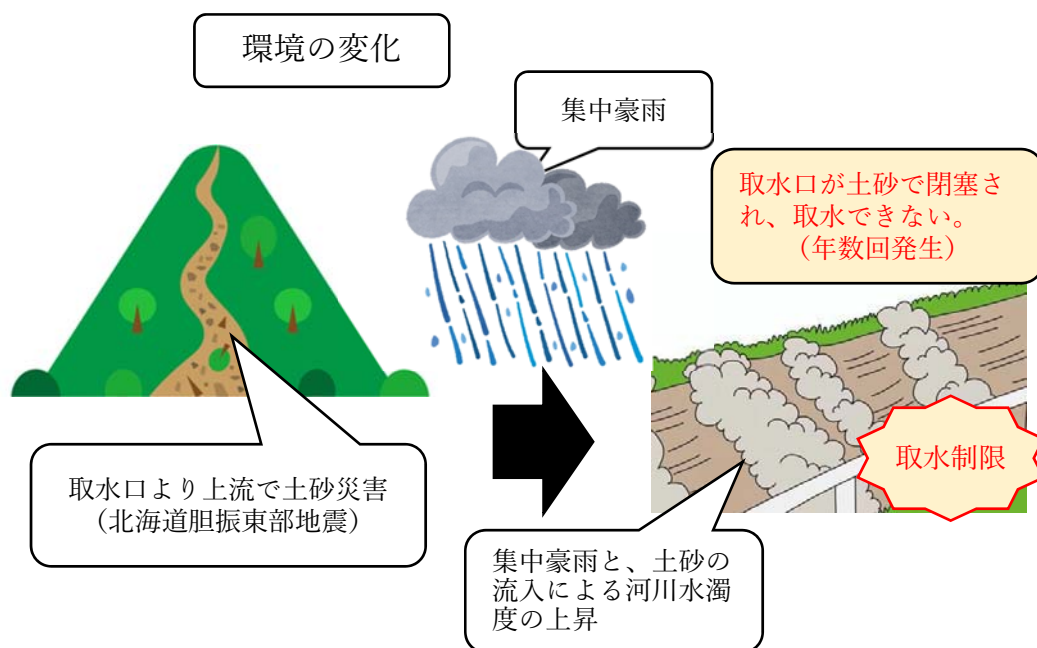
早来地区：15.8%

追分地区：5.4%

河川水

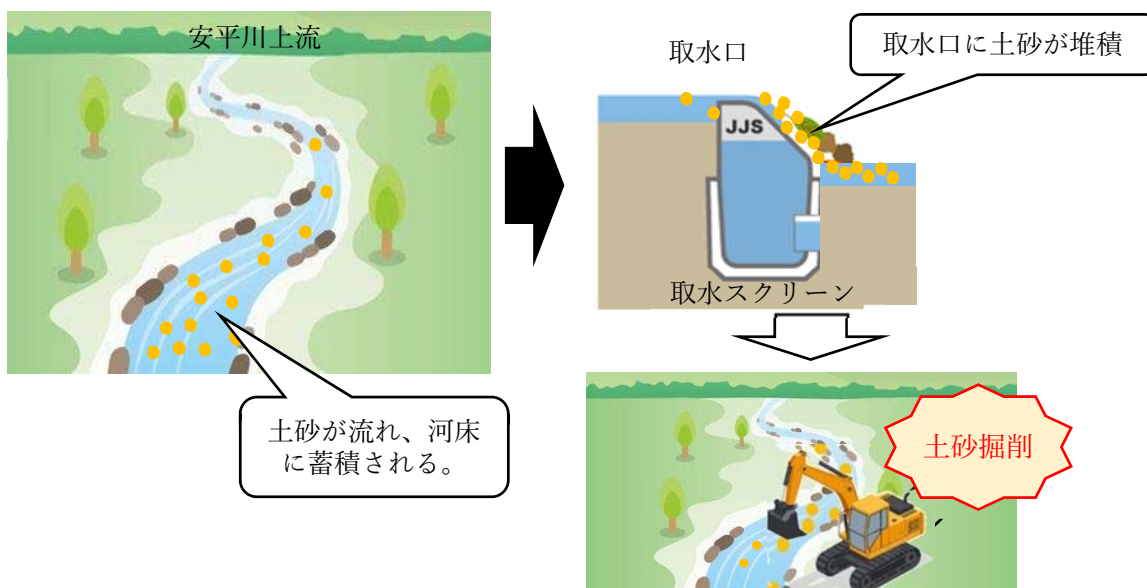
●早来地区 第1水源：トキサラマップ川(河川水)

- ・取水口上流で土砂災害により土壌の保水力が低下
- ・集中豪雨により上流の土砂が流入して取水口（河川底部取水）が閉塞
- ・豪雨による河川水濁度の上昇により取水制限（年数回発生）



●追分地区 第1水源：安平川（河川水）

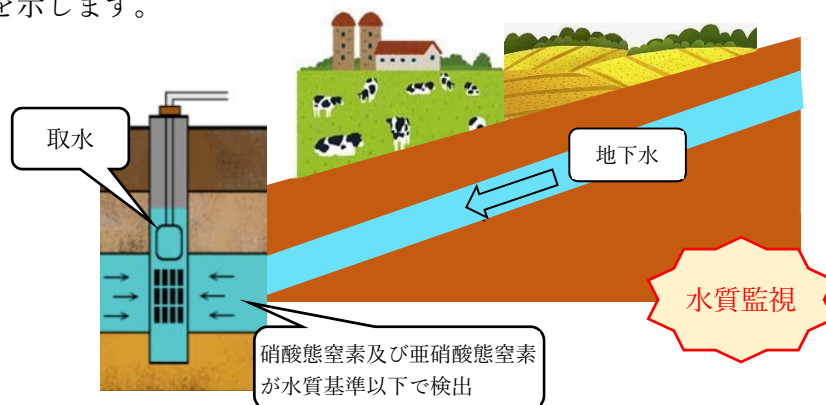
- ・局地的な集中豪雨により、土砂で取水口が閉塞
- ・河川内に大量の土砂が流入してくる（北海道胆振東部地震後）



地下水

●早来地区 第2水源：浅井戸（地下水）

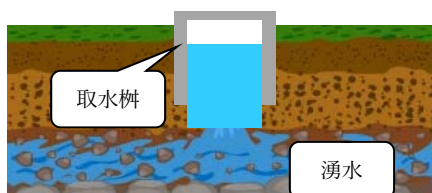
- ・地下水を取水しているため鉄・マンガンが多く検出
- ・取水量を多くした場合は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が水質基準以下ですが高い値を示します。



湧水

●追分地区 第2水源：高橋の沢（湧水）

- ・取水柵により湧水の水質を保護
- ・水質基準を満たした良質な水ですが、取水量は 200 m³/日



課題

早来地区第1水源（河川水）で集中豪雨により高濁度が長期化した場合は取水停止となるため、水源のバックアップ等の原水水量の確保が急務となっています。

追分地区第1水源（河川水）は、河川内の大量の土砂を定期的に掘削除去を行っていく必要があります。

早来地区第2水源（地下水）は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の水質監視が必要です。

取り組むべき課題

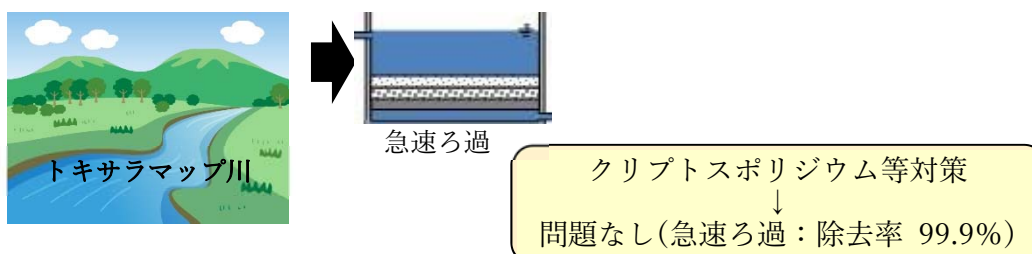
- ・早来地区第1水源（河川水）の代替水源の整備

現 状

浄水処理

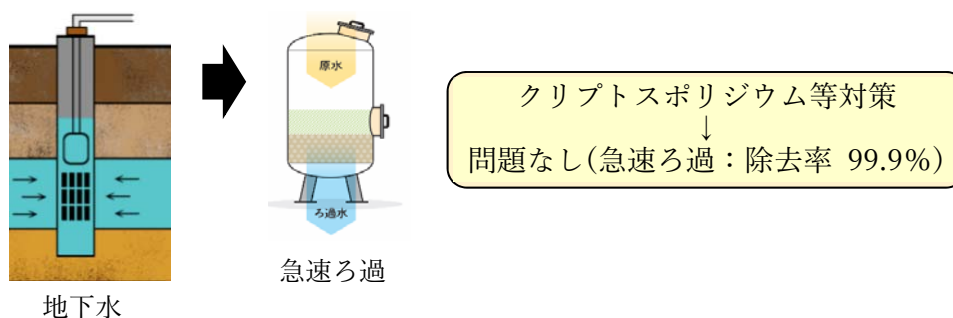
○北進浄水場

北進浄水場の水源は、トキサラマップ川から取水している河川水です。取水地点の上流側は山岳地帯であるため、汚染物質の流入の可能性は低いと判断しています。また、クリプトスポリジウム等対策として急速ろ過を行っているため、水処理に関しては問題ありません。



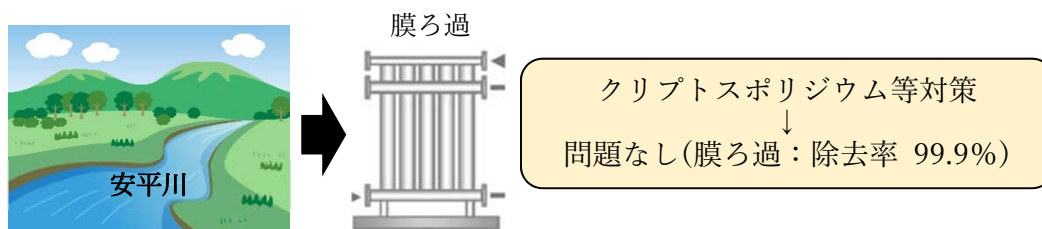
○富岡浄水場

富岡浄水場の水源は、浅井戸から取水している地下水です。取水地点の上流側は耕地及び牧場であるため、クリプトスポリジウム等対策が必要ですが、浄水方法として急速ろ過を行っており、鉄・マンガン処理も行っているため、水処理に関しては問題ありません。



○追分浄水場及び旭浄水場

追分浄水場と旭浄水場の水源は、安平川から取水している河川表流水ですが、取水上流側は山岳地帯であるため、汚染物質の流入の可能性は低いと判断しています。また、クリプトスポリジウム等対策などは浄水方法として膜ろ過を行っているため、水処理に関しては問題ありません。



(2) 緊急対応のための施設整備

現 状

北進浄水場では、北進配水池と栄町配水池へ送水しています。昭和50年に布設された北進配水池への送水管が老朽化により漏水した事故が発生したため、早急な送水管の更新が必要となっています。

課 題

漏水事故は、北進浄水場敷地付近であり、修繕が可能である箇所でしたが、送水管は傾斜地に埋設されています。

今後の老朽化による漏水位置が傾斜地で発生した場合は、漏水位置の把握が困難で修繕が不可能となり、送水量が確保できない状況となります。このため、老朽管の更新が急務となっています。

取り組むべき課題

・北進配水池送水管更新事業

3-4. 安定

【老朽施設の修繕】

(1) 耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新

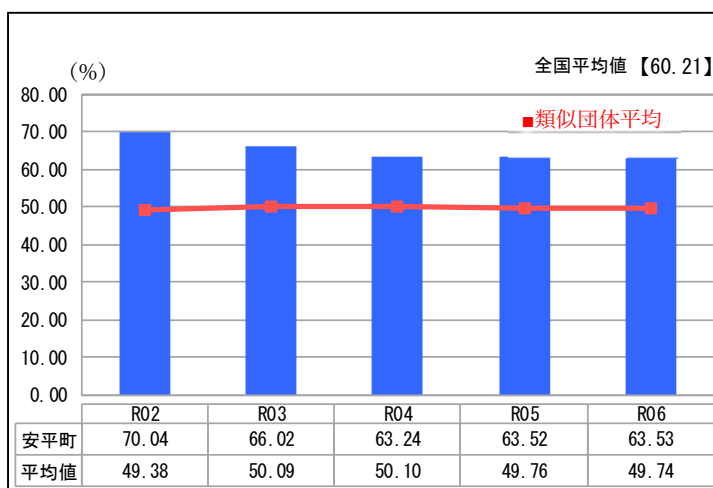
現 状

①施設利用率

経営比較分析表により、施設利用率は令和6年度（63.53%）です。類似団体（49.74%）よりも高い値を示しており、施設能力の余裕を一定程度確保しつつ運転している状況です。

経営比較分析表（令和6年度）

施設利用率（%）＝1日平均配水量/1日配水能力×100



計画時の
負荷率は70%

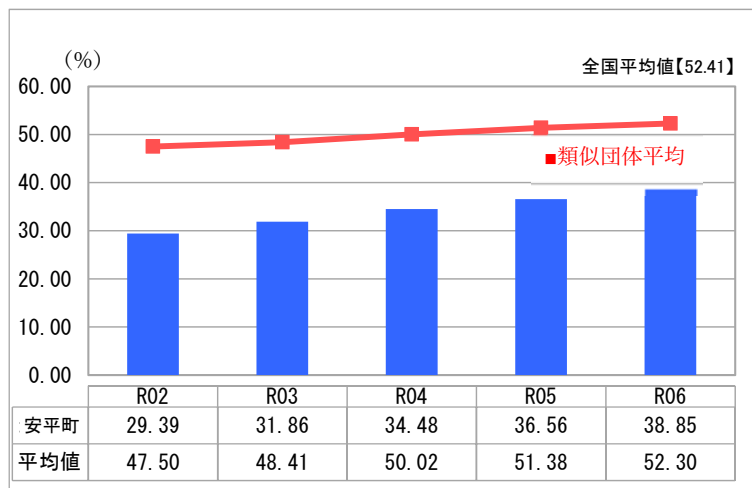
平均値は類似団体平均値を示す。

②有形固定資産減価償却率

経営比較分析表により、有形固定資産減価償却率は令和6年度（38.85%）です。資産の老朽度は、類似団体（52.30%）よりも低い値を示しており、施設の約61%が健全資産です。

経営比較分析表（令和6年度）

有形固定資産減価償却率（％）＝有形固定資産減価償却累計額
 /有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100



老朽化施設は年々増加しています。

平均値は類似団体平均値を示す。

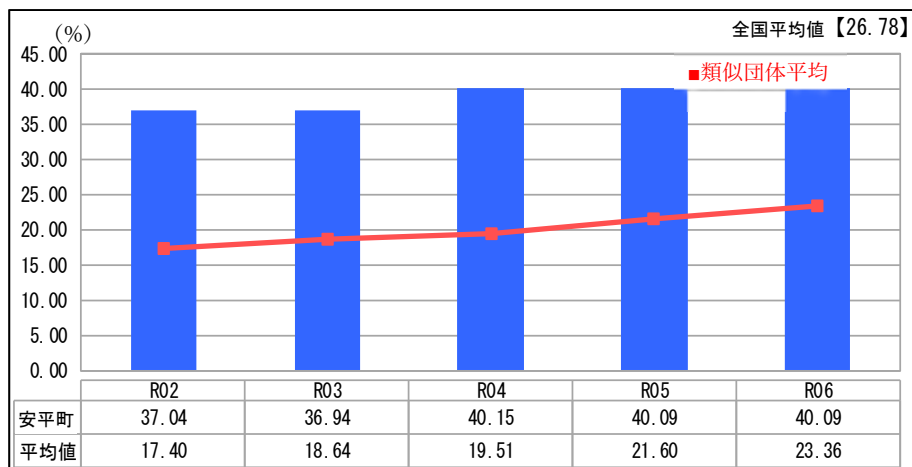
③管路経年化率

経営比較分析表により、管路経年化率は令和6年度（40.09％）です。類似団体（23.36％）よりも高い値を示しており、管路の約60％が健全資産です。

令和2年度から比べると上昇傾向となっており、老朽管が増加している状況と言えます。

経営比較分析表（令和6年度）

管路経年化率（％）＝法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100



平均値は類似団体平均値を示す。

④各浄水場の機械設備の状況

北進浄水場の機械計装設備は、平成7年度から平成15年度に実施した水道施設基幹改良事業により整備しましたが、整備から既に22年以上を経過していることから適宜更新整備を行っております。

富岡浄水場は、築後30年を超え、機械計装設備は更新時期を過ぎており早急な更新が必要な状況です。

追分浄水場は、平成28年度に新設され9年経過しております。一部の機械計装設備等は既設利用のため計画的な機器更新が必要です。

旭浄水場は、道営整備事業で令和元年度に浄水場を新設しております。今後は、令和10年度以降（通信設備の耐用年数は9年）に機械計装設備等の機器更新が必要となります。

課 題

水道施設全体では、約61%が健全資産で、管路は約60%が健全資産となっています。水処理にかかる施設機器の更新は最も優先すべき事業です。このため、管路の更新が先送りされていることもあり修繕や更新が必要な管路が増加していくことが予想されます。老朽設備及び老朽管路は、優先順位を検討しながら計画的な更新事業を行っていく必要があります。

取り組むべき課題

- ・重要度及び優先度を考慮した計画的な施設機器更新

【耐震対策等の実施】

(1) 給水拠点の確保

現 状

重要給水施設への配水管は耐震化されていない状況です。管路延長が長距離であるため更新費用が多額となり、投資財源が機器更新等を優先しているため確保できていない状況です。

課 題

基幹管路および配水支管の内、重要給水施設に給水するための管路の耐震化が必要です。ただし、更新費用が多額となることから、重要給水施設の中でも更に重要な施設を選定し、計画的かつ段階的な耐震化を進める必要があります。

取り組むべき課題

・重要給水施設配水管路の計画的な耐震化

(2) 主要施設の耐震化

① 施設の耐震化

現 状

耐震性能評価により、北進浄水場、富岡浄水場及び富岡配水池、追分浄水場及び旭浄水場は耐震性能ありと判断されています。

耐震化が必要な施設は栄町配水池、北進配水池、豊栄配水池、旭配水池となっています。

耐震診断が未実施の施設は、早来地区第1水源（河川水）及び沈砂池と追分地区第2水源（湧水）及び沈砂池となっています。

早来地区第1水源（河川水）及び沈砂池は、北進浄水場に隣接しているため取水ポンプ等により早期対応が可能であることから、施設更新時に耐震化を計画します。

追分地区第2水源（湧水）は、主となる取水施設である追分地区第1水源が耐震化されており、沈砂池は緊急時は沈砂池を経由せずに取水できるため、施設更新時に耐震化を計画します。

課 題

計画的な耐震化を実施する必要がある施設は、栄町配水池、北進配水池、豊栄配水池、旭配水池です。配水池の耐震化は、既設配水池を運転しつつ実施するため施設用地の確保、配水池容量等を考慮し、計画的な耐震化を実施する必要があります。

※耐震性能の評価は別紙「資料 1.耐震性能評価結果」参照

取り組むべき課題

・配水池の耐震化

② 管路の耐震化

現 状

水道管路は、基幹改好事業で石綿セメント管の布設替えを実施したものの、耐震性の低い硬質塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管（A形）が布設されています。

課 題

北海道胆振東部地震により安平町全域が断水していることから、重要度が高い基幹管路の耐震化が必要です。

取り組むべき課題

・基幹管路の耐震化

【災害対策マニュアル改定】

(1) 想定被害に対する応急体制の確立

現 状

安平町地域防災計画の「第5章 第8節 上水道・下水道施設対策計画」により、地震などの災害発生時に応急給水を行います。応急給水施設である浄水場から周辺の避難所に行く計画で、北海道胆振東部地震で実施しています。

安平町では、緊急時の飲料水提供や応急復旧などに必要な人員と資機材の提供などについて、公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定を締結しております。

【公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定書（平成19年8月）（室蘭市、伊達市、登別市、苫小牧市、厚真町、**安平町**、浦河町、えりも町、様似町、白老町、新ひだか町、壮瞥町、洞爺湖町、新冠町、日高町、平取町、むかわ町）】

3-5. 信頼

【住民ニーズの把握】

- (1) 普及宣伝活動による住民ニーズの把握・迅速な対応による満足度向上

現 状

「安平町水道ビジョン（平成28年12月）」の策定時には、パブリックコメントを実施し、広く町民や関係団体から意見を募集しました。今後も、町民の多様な意見を政策形成に反映し、行政の公正性と透明性を高め、町民参加を実現するために実施します。

【積極的な情報開示】

- (1) 広報及びHPによる情報提供

現 状

安平町ホームページでは、水道事業の情報公開を行っています。

くらしのガイドブックでは、「水道料金、検針日、使用開始・中止、工事などの申請手続き」があり、各課からのお知らせでは、月ごとの「水質検査結果」などがあります。

第4章 安平町水道の理想像

4-1. 安平町が目指す水道の理想像

安平町は、第3章「安平町水道事業の現状と課題」を踏まえ、【取り組むべき課題】により将来を見据えた水道事業の理想像を想定し、基本方針の実現のため基本理念を次のとおり設定しました。

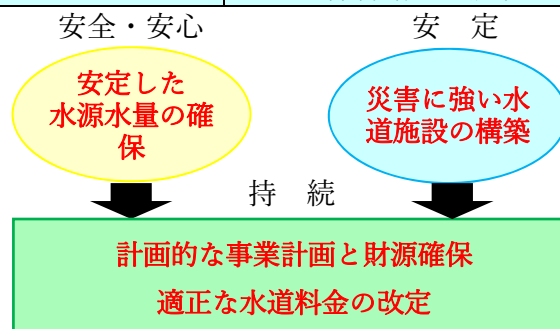
基本理念

信頼を未来へ繋ぐ水道
 ～強靱な施設づくりと安定した水源確保で
 健全かつ持続的な水道経営～

第3章 安平町水道事業の現状と課題

【取り組むべき課題】

基本方針	実施内容	取り組むべき課題
持 続	経営基盤の強化	➤ 料金水準等の見直しによる適正な水道料金の改定 ➤ 計画的な事業計画と料金改定を見込んだ収支計画の作成
安全・安心	原水水質に応じた浄水処理	➤ 早来地区第1水源（河川水）の代替水源の整備
	緊急対応のための施設整備	➤ 北進配水池送水管更新事業
安 定	老朽施設の修繕	➤ 重要度及び優先度を考慮した計画的な施設機器更新
	耐震対策等の実施	➤ 重要給水施設配水管路の計画的な耐震化 ➤ 配水池の耐震化 ➤ 基幹管路の耐震化



安平町では、「持続」、「安全・安心」、「安定」、「信頼」の4つの基本方針に基づき具体的実現方を体系化し、目指すべき水道事業の構築に向けた施策を推進していきます。

基本方針

～「持続」「安全・安心」「安定」「信頼」な水道システムの構築～

1. 「持続」

人口減少に伴う収益減に対応し、健全な経営基盤と効果的な施設運用を継続して、次世代へ継承します。

2. 「安全・安心」

徹底した水質管理と適切な浄水処理により、将来にわたって安全で安心な水道水を供給します。

3. 「安定」

地震など自然災害等に備え、水道施設の耐震化や老朽化対策を推進し、非常時の供給体制を強化します。

4. 「信頼」

住民のニーズを把握し、信頼される事業を構築、運営します。

第5章 安平町水道ビジョンの実現方策

5-1. 課題解決に向けた実現方策

第3章により抽出された課題に対する実現方策は下記に示すとおりです。

	項目	実施内容	実現方策
持続	積極的経営改善	(1)組織と事務事業の効率化	◆ 専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成
		(2)サービス水準の検討とコスト縮減	◆ 民間委託への検討及びウォーターPPP等の検討を進めていく
	効果的整備計画	(1)未普及地域解消事業の計画策定と実施	◆ 従来のインフラ整備手法に代わる新たな水供給システムの検討を進めていく
	情報管理の高度化	(1)管路台帳システムの更新、活用	—
		(2)設備台帳システムの更新、活用	—
	経営基盤の強化	(1)料金水準の適正化	◆ 料金水準等の見直しによる適正な水道料金の改定
		(2)資金計画・財政計画の策定	◆ 計画的な事業計画と料金改定を見込んだ収支計画の作成
安全・安心	水質管理の適正化	(1)水質基準改正に対応した水質検査	—
	原水水質に応じた浄水処理	(1)原水の高濁度・高色度に対応する運転管理法確立等	◆ 早来地区第1水源（河川水）の代替水源の整備
		(2)緊急対応のための施設整備	◆ 北進配水池送水管更新事業
安定	老朽施設の修繕	(1)耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新	◆ 重要度及び優先度を考慮した計画的な施設機器更新
	耐震対策等の実施	(1)給水拠点の確保	◆ 重要給水施設配水管路の計画的な耐震化
		(2)主要施設の耐震化	◆ 配水池の耐震化 ◆ 基幹管路の耐震化
	災害対策マニュアル改定	(1)想定被害に対する応急体制の確立	—
信頼	住民ニーズの把握	(1)普及宣伝活動による住民ニーズの把握・迅速な対応による満足度向上	—
	積極的な情報開示	(1)広報及びHPによる情報提供	—

※実現方策の内、赤文字は「取り組むべき課題」です。

5-2. 取り組むべき課題に向けた実現方策

持 続

【経営基盤の強化】

(1) 料金水準の適正化

(料金水準等の見直しによる適正な水道料金の改定)

給水原価が供給単価を上回っている現状にあり、今後は有収水量の減少や施設更新、耐震化事業の実施など、経営環境はより厳しさが増すものと考えられます。

適正な経営状態を維持できるよう令和 9 年度中の水道料金改定を進めます。

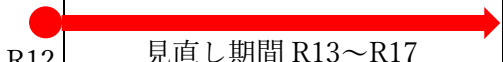
料金水準等の見直しによる適正な水道料金の改定		
実施計画	前期 令和 8 年～令和 12 年	後期 令和 13 年～令和 17 年
	検討 料金改定  R8 R9	

※料金改定率は「第 6 章経営戦略 6-2.収支計算」参照

(2) 資金計画・財政計画の策定

(計画的な事業計画と料金改定を見込んだ収支計画の作成)

計画的な事業計画と料金改定を見込んだ収支計画を行うため、経営基盤の強化等に取り組むことができるように、今後 10 年間における「経営戦略」を策定します。

計画的な事業計画と料金改定を見込んだ収支計画の作成		
実施計画	前期 令和 8 年～令和 12 年	後期 令和 13 年～令和 17 年
	策定  R7 計画期間 R8～R17 見直し  R12 見直し期間 R13～R17	

安全・安心

【原水水質に応じた浄水処理】

- (1) 原水の高濁度・高色度に対応する運転管理法確立等
(早来地区第1水源（河川水）の代替水源の整備）

豪雨による河川水濁度の上昇により取水制限を行っていますが、年数回発生しているため、浄水のバックアップを富岡浄水場で行います。

令和6年度に早来地区第2水源（地下水）の井戸診断を行い、令和7年度に富岡浄水場の水源開発として、試験井を掘削し水源調査を行いました。調査結果は、揚水量約1,000 m³/日が取水可能であり、水質試験は全ての項目で基準値を満たしていることが確認されています。

富岡浄水場は、富岡配水池から北進配水池へは連絡管で送水可能であるため、富岡浄水場の水源（地下水）を早来地区第1水源の代替として、富岡水源（井戸）の新設と富岡浄水場の全面改修を行います。

早来地区第1水源（河川水）の代替水源の整備		
	前期 令和8年～令和12年	後期 令和13年～令和17年
実施計画	実施  R8～R10	

- (2) 緊急対応のための施設整備
(北進配水池送水管更新事業)

老朽化による漏水事故が発生したため、送水管の更新を実施します。送水管は布設年度が古く、急傾斜地に布設されています。また、浄水を送水しているため常時使用していることから、送水管の更新を実施します。

北進配水池送水管更新事業		
	前期 令和8年～令和12年	後期 令和13年～令和17年
実施計画	調査 検討 実施  R8 R9 R10	

安 定

【老朽施設の修繕】

(1) 耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新

(重要度及び優先度を考慮した計画的な施設機器更新)

施設機器は急速に老朽化が進むことから、中長期的な視点で施設全体の老朽化の進行などを把握しながら、重要度・優先度を踏まえた施設更新を進めます。

重要度及び優先度を考慮した計画的な施設機器更新		
実施計画	前期 令和8年～令和12年	後期 令和13年～令和17年
	実施	実施
	R8～R12	R13～R17

【耐震対策等の実施】

(1) 給水拠点の確保

(重要給水施設配水管路の計画的な耐震化)

北海道胆振東部地震により、配水管が被災し安平町全域が断水となったことから、令和元年度に安平町水道事業耐震化計画の策定を行いました。ここでは、配水本管及び支管を明確にし、重要給水管路を選定しています。

水道施設の耐震化は、多額の費用と長期にわたることから、効率的で効果的に耐震化を図るため、地震災害時に、指定避難所や医療機関などの給水が特に必要となる重要給水施設への配水管などの耐震化を進めます。

重要給水施設配水管路の計画的な耐震化		
実施計画	前期 令和8年～令和12年	後期 令和13年～令和17年
	検討	実施
	R11～R12	R13～R17

【耐震対策等の実施】

(2) 主要施設の耐震化

(配水池の耐震化)

地震が発生した際に、応急給水用水の貯留機能を確保するため、配水池の耐震化を進めます。実施するためには、施設用地の確保、配水池容量等を考慮する必要があります。今計画期間内では、配水池容量及び必要施設用地面積等の検討を行い、次回の計画となる令和18年度以降に実施するため、優先順位による計画的な耐震化の検討を進めます。

配水池の耐震化		
実施計画	前期 令和8年～令和12年	後期 令和13年～令和17年
	検討	検討
	R8～R12	R13～R17

(基幹管路の耐震化)

基幹管路の耐震化は多額な費用と長期にわたることから、重要度、優先度を踏まえて効率的かつ効果的に耐震化を進めます。

基幹管路の耐震化		
実施計画	前期 令和8年～令和12年	後期 令和13年～令和17年
	実施	実施
	R8～R12	R13～R17

5-3. 実施計画事業

実現方策「取り組むべき課題」のうち、優先順位を踏まえた実施計画事業は以下のとおりです。

実現方策		名 称	実施年度	事業費
安全・安心	早来地区第1水源（河川水）の代替水源の整備	富岡浄水場改修工事実施設計 富岡浄水場取水井新設工事 富岡浄水場施設改修工事	令和8年度 令和8年度 令和9～10年度	241,902 千円
	北進配水池送水管更新事業	基幹送水管路耐震化工事調査設計 基幹送水管路耐震化工事	令和8年度 令和10年度	96,810 千円
安定	重要度及び優先度を考慮した計画的な施設機器更新	施設機器更新工事	令和8～17年度	309,930 千円
	重要給水施設配水管路の計画的な耐震化	重要給水施設配水管整備工事（追分地区）調査設計 重要給水施設配水管整備工事（追分地区）	令和13～17年度 令和14～17年度	217,828 千円
	基幹管路の耐震化	基幹導水管路耐震化工事調査設計 基幹導水管路耐震化工事 基幹管路配水管整備工事	令和11～17年度 令和12～17年度 令和8～11年度	111,296 千円

※優先順位は別紙「資料 4.事業優先度の選定」参照

第6章 経営戦略

6-1. 投資財政計画

第5章の安平町水道ビジョンの実現方策により、10年間の事業計画を立て、本経営戦略の投資財政計画に反映します。

1. 財政試算の方法

財政試算は、想定した必要財源と更新投資額や経常費用の収支見通しを試算します。

財政試算の主な必要事項

給水収益の設定	年間有収水量の将来推計値に供給単価を乗じて将来の給水収益を設定します。供給単価は更新需要に対応することで財政収支の均衡が図られない場合に財源確保の観点から調整（一般会計繰入）します。
上記以外の収益的収入の設定	その他営業収益や営業外収益及び特別利益等について、過去の実績等を踏まえて、将来の収益的収入を設定します。
収益的支出の設定	人件費、維持管理費、支払利息、減価償却費、委託費等の支出について、過去の実績や動向を踏まえて、将来の収益的支出を設定します。
資本的収入の設定	企業債や他会計補助金等について、更新需要に対応しかつ財政収支の均衡が図られるように、将来の資本的収入を設定します。
資本的支出の設定	事業費や企業債償還金等について、現在確定している額や更新投資に新たに発生する額等について、資本的支出を設定します。
財政試算のケース設定	事業計画にもとづく更新投資に対応するために、各種の財源確保を設定する試算を実施します。

2. 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたって

(1) 目標設定

構造物・設備及び管路の更新を進め、健全度の向上を図ります。また、計画的な施設更新を継続することにより施設利用率を高め、効率的な事業運営を目指します。

(2) 投資計画の内容

計画期間内に実施する主な投資内容は「第5章 5-3.実施計画事業」に示すとおりです。

3. 収支計画のうち財源について

(1) 目標設定

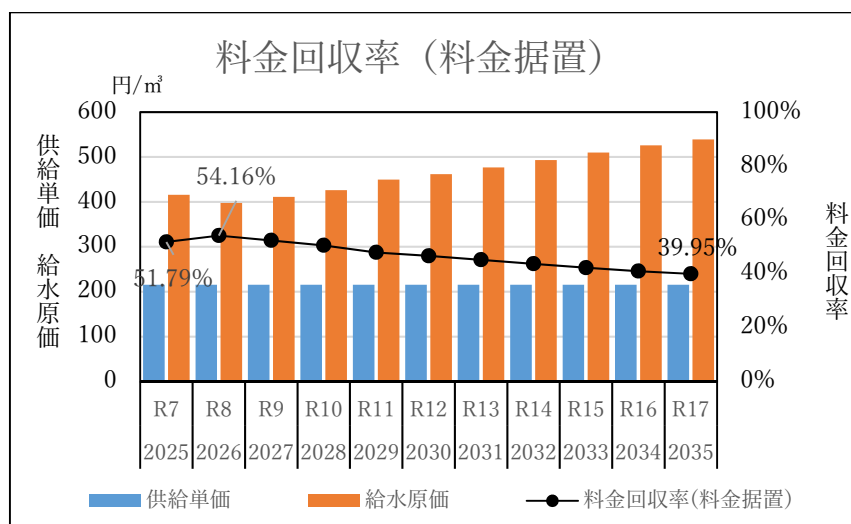
経営状況の健全性を示す、料金回収率(%)の指標を目標に設定します。

1) 料金回収率（料金据置）

令和8年度（2026年度）の予測した料金回収率は54.16%であり、人口減少により収益の減少と物価上昇等による支出の増加により年々減少しています。このため、一般会計繰入金により不足額を負担していますが、一般会計繰入金が年々増加している状況となっています。

現在の水道料金では、令和17年度（2035年度）には料金回収率が39.95%と予測されており、更なる一般会計の大きな負担となります。

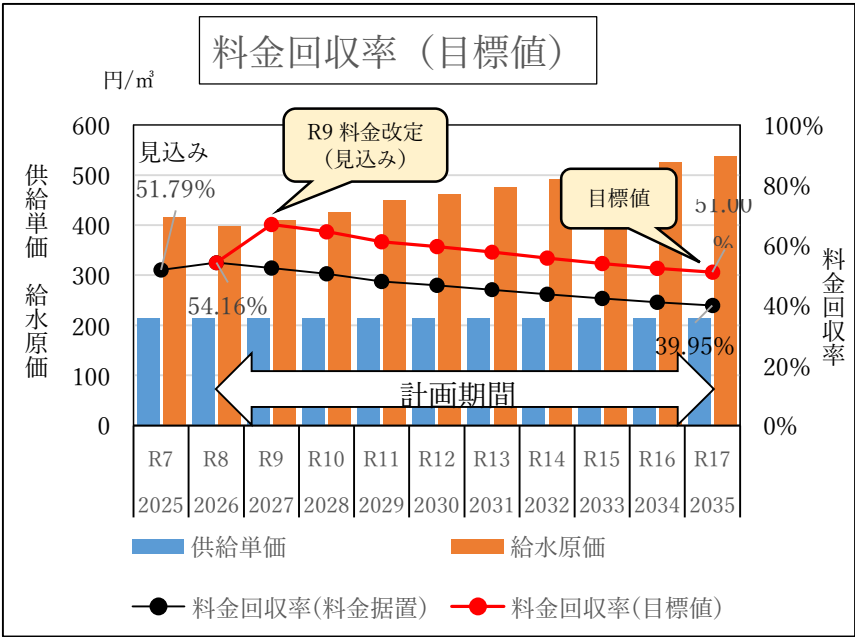
一般会計からの負担は、令和17年度（2035年度）で、令和6年度（2024年度）の繰入額の約2.7倍が必要と予測されています。



2) 料金回収率の目標値と料金改定

料金回収率の目標値は、物価上昇による支出の増加が見込まれる中で、水道利用者への負担を最小限とするため、現在の料金回収率（見込み）を維持する最低値となるように、計画期間の最終年度である令和17年度（2035年度）の料金回収率を令和7年度（2025年度）の見込み値である51.79%（≒51%）以上と設定します。

料金改定は、一般会計繰入金が年々増加し続けるため、早期に実施する必要があります。このため、令和9年度（2027年度）に料金改定（見込み）を計画します。



3) 料金回収率の目標値（51%以上）における料金改定率

計画期間の最終年度である令和17年度（2035年度）の料金回収率を目標値51%以上とするための料金改定率は28%の増加を見込みます。

料金回収率（料金据置）

年度	2027	2035
	R7	R17
料金回収率	51.79%	39.95%

改定率
28%

改定率
27%

料金回収率（料金改定）目標値

年度	2027	2035
	R7	R17
料金回収率	51.79%	51.14%

採用

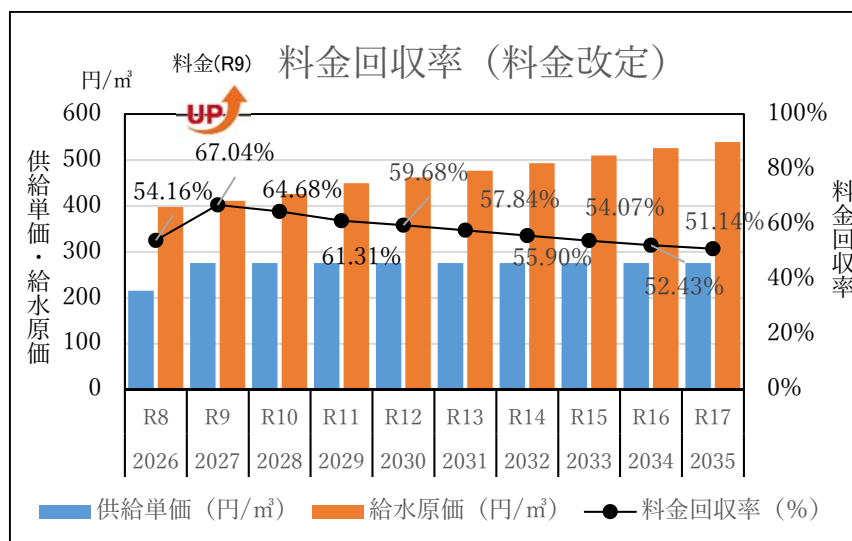
年度	2027	2035
	R7	R17
料金回収率	51.79%	50.73%

不足

【料金改定率：28%の場合】

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
料金回収率 (%)	54.16	67.04	64.68	61.31	59.68	57.84	55.90	54.07	52.43	51.14

目標値（R17）：51%以上



(2) 財源の説明

料金に関する事項	一般会計の繰入と料金改定により、今後の収支バランスに注視しながら、検討しています。料金改定は令和9年度に計画（予定）し、料金改定率は、料金回収率目標値（51%以上）により28%増を見込みます。
建設改良の財源 企業債・国庫補助金	計画期間内の建設改良費の財源は、国庫補助金等及び起債の活用を計画しています。
繰入金	基準内繰入金は繰出基準に基づき見込んでいます。 基準外繰入金は経営の安定を図るため、繰入額を調整して見込んでいます。
資産の有効活用	現在のところ、有効活用できる遊休資産がないため、収入増加につながる資産の有効活用の取組みについては該当がない状況です。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費について

人件費に関する事項	令和8年度の予算書をもとに費用を見込んでいます。
維持管理費に関する事項	令和8年度の予算書をもとに費用を見込んでいます。
減価償却費に関する事項	実施済みについては、水道会計システムにより算出し、計画については、管路は40年、施設は25年で算出しています。
その他	令和8年度の予算書の費用を見込みます。

4. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化・共同化の実施	広域を中心とした多様な運営形態の導入を図るなど、経営・技術の両面にわたる運営基盤の強化に努めていく必要があるため、情報共有、意見交換、取組方策検討の場として北海道が開催する「地域別会議」への参加を行っていきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFI等の導入等)	現在、メーター検針、料金システム保守、財務システム保守、実施設計、経営戦略改定を民間委託し事業運営に必要な人員やノウハウを確保しています。今後、給水人口の減少による事業経営への影響や専門性を要する水道職員の不足が進むため、更なる民間活用の検討を進めます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	更新事業を実施し、安定した給水を目指します。更新計画は予防保全型の維持管理等により長寿命化を図るとともに、更新投資は健全度等に応じた優先順位の設定や事業費の平準化及び料金改定による財政収支ギャップの解消により、更新投資の合理化に向けて検討します。
施設・設備の統廃合及び性能の合理化 (ダウンサイジング) (スペックダウン)	将来の水需要予測を踏まえて、施設・設備の統廃合、再編成、施設容量の見直しが求められます。この検討には、施設・管路の適切な予備力や給水安定性及び水道システム全体における合理的な配置などを考慮することが必要となりますが、投資の手戻りがないように長期的視点に立って情報収集をはじめとした検討を行います。
その他の取組み	防災・減災対策の強化による町全体の暮らしやすい住環境の整備をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取組みを進めていきます。 災害時においても安定的な給水を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路更新は、耐震管を採用し耐震化率の向上に努めます。

(2) 財源についての検討状況等

料 金	計画的な投資により、収支ギャップが生じます。このため、計画期間内での料金改定が必要となります。今後についても水需要の減少による収入の減少、物価上昇等による費用の増加傾向は変わらないため、適正な水道料金の検討（料金改定）を行っていきます。
企 業 債	経常収支や資金残高を考慮して投資と財政の均衡を図りながら、持続性のある水道事業の経営を行うため、国庫補助事業の導入及び起債を活用していきます。
繰 入 金	繰入金は、その必要性に応じて関係部署と調整して計上しています。
資産の有効活用等による収入増加の取組	有効活用できる遊休資産ができた場合は、検討を行います。

(3) 投資以外の経費についての検討状況等

投資以外の経費（委託費、修繕費、人件費等）における推計では、過去の実績値を参考にしています。

今後は、経済・物価を巡る不確実性がある中、各経費の実態を把握しながら、同時に経済物価情勢を注視しながら、経費の動向を検討していきます。

(4) 料金改定の設定

令和9年度（2027年度）に計画し、料金改定率28%の増加を設定しています。

●水道料金（改定）について

人口減少による収益の減少と物価上昇等による支出の増加により、料金回収率は年々減少しています。このため、料金改定を令和9年度（2027年度）に予定しています。

料金改定率は、計画期間の最終年度である令和17年度（2035年度）の料金回収率を目標値である51%以上を達成するため、28%の増加を見込みます。

現在の水道料金と料金改定後の水道料金

	現在	改定後
令和6年度給水人口(人)	6,439	6,439
水道料金(円/10 m ³)	2,390	3,060

各町村の水道料金(円/10 m³)

市町村	羅臼町	夕張市	由仁町	江差町	むかわ町	安平町	安平町 (改定後)
R6 給水人口	4,154	6,032	4,449	6,312	4,276	6,439	6,439
水道料金	3,550	3,096	3,089	3,029	2,550	2,390	3,060

水道料金は「北海道 HP 令和6年度北海道の水道」より

料金改定については、今後、経営戦略により算出した料金水準を精査したうえで料金表を確定します。

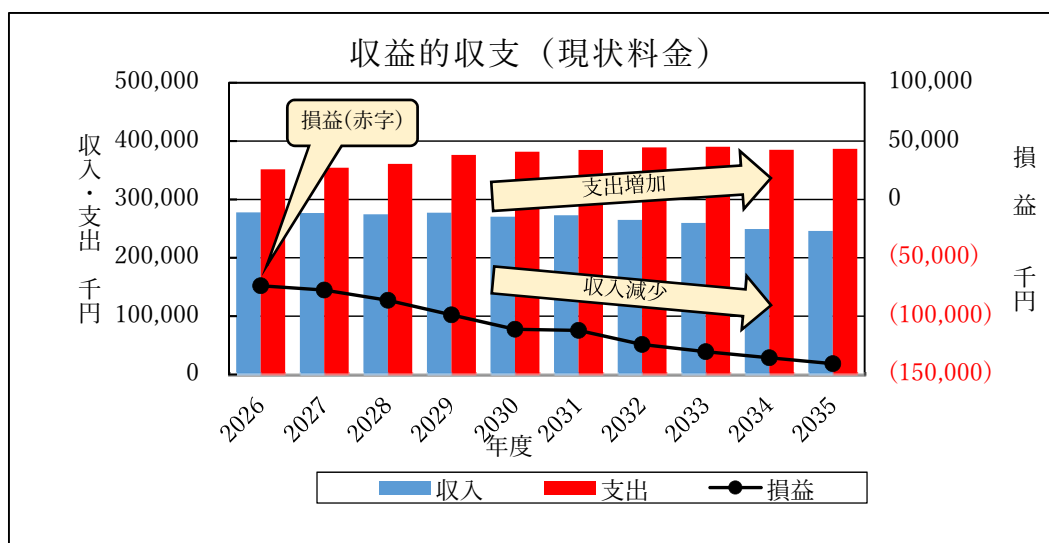
※収支計算はあくまでシミュレーションであり、水道料金を決定するものではありません。

6-2. 収支計算

【収益的収支】

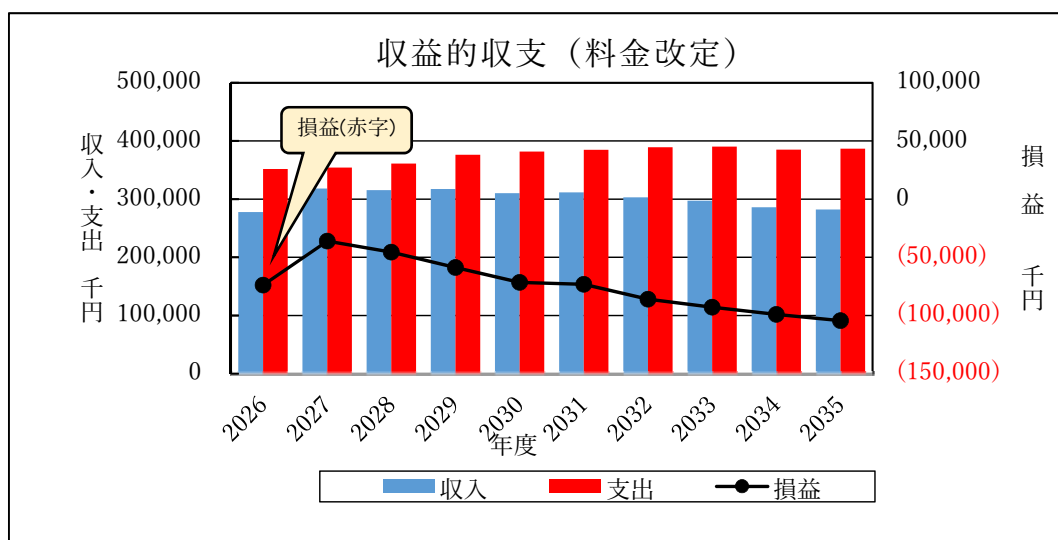
(現状)

令和8年度(2026年度)の予算は、基準外繰入により損益は黒字となっていますが、現在の水道料金のままでは、令和9年度(2027年度)には損益が赤字となり、その後も収入減少と支出増加により、赤字が続きます。



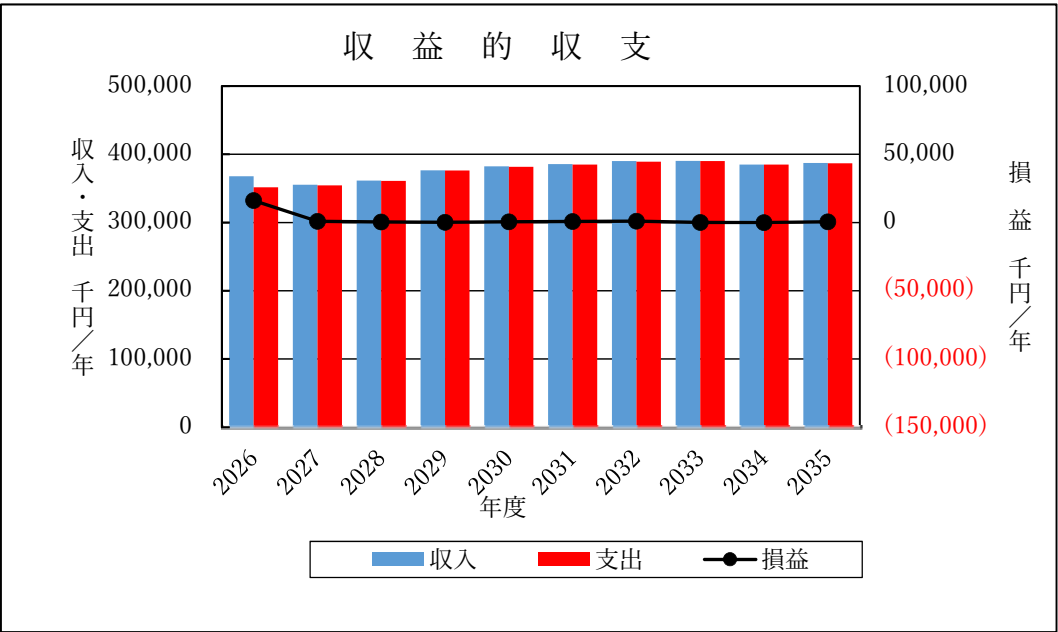
(料金改定)

収支の差を補うため、令和9年度(2027年度)に水道料金の見直しを行います(項6-1.投資財政計画参照)。ただし、令和9年度(2027年度)からは料金改定により収入は増加しますが、支出が多いことから損益は赤字が続きます。



(料金改定＋一般会計繰入)

令和 9 年度（2027 年度）に水道料金の値上げ（28%増）を行っても支出に対し、収入がまだ不足しているため、一般会計から必要額の繰入れ（基準外繰入）を行います。



一般会計繰入金（基準外繰入）

一般会計繰入金（基準外繰入）経営安定は、下記に示すとおりです。

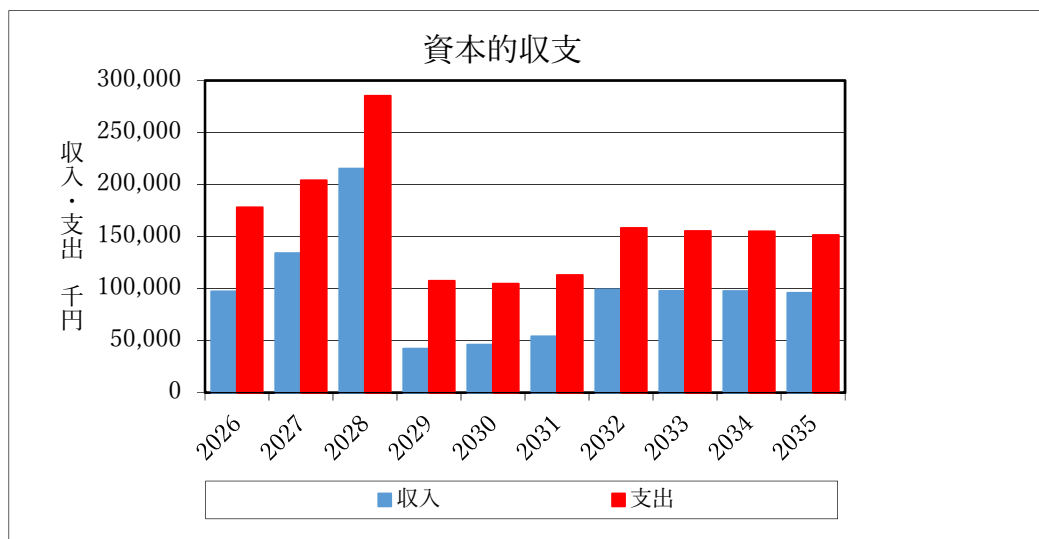
一般会計繰入金（基準外繰入）経営安定

単位：千円

2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
90,000	37,000	46,000	59,000	72,000	74,000	87,000	93,000	99,000	105,000

【資本的収支】

事業の支出は、企業債により当該事業の円滑な執行を確保します。ただし、収入に対して支出が多いため赤字となりますが、損益勘定留保資金等により補填します。



(内部留保金) 補填財源経過表

単位：千円

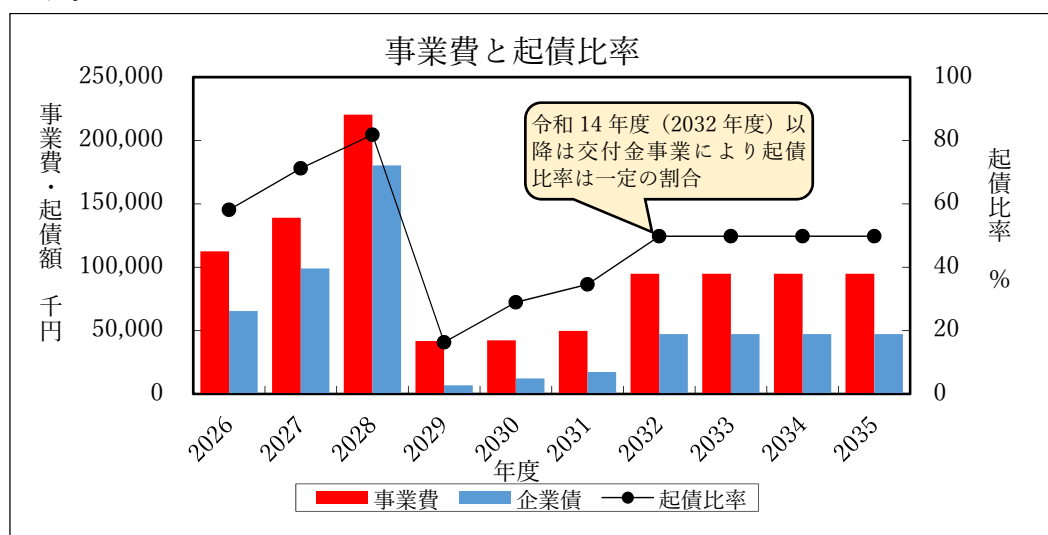
	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
資本的収支不足額	80,900	69,996	69,941	65,239	58,590	59,029	59,075
当該年度補填使用可能額	89,761	78,800	89,086	78,495	78,788	77,955	79,951
補填使用額	80,900	69,996	69,941	65,239	58,590	59,029	59,075

	2033 R15	2034 R16	2035 R17
資本的収支不足額	57,540	57,304	55,539
当該年度補填使用可能額	78,577	75,945	73,907
補填使用額	57,540	57,304	55,539

【事業費と起債比率】

事業費と起債比率は、財政運営において重要な指標です。起債比率が高いと元利償還金等により、将来の負担が重くなる可能性があります。逆に起債比率が低い場合は、将来世代への負担が軽減される可能性があります、そのための財源が必要となります。

よって、令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）は、国庫補助事業等による事業を計画し、補助金による資金確保を行うことにより、起債比率を抑制しています。ただし、国庫補助要件に該当する項目が少ないため、令和 8 年度（2026 年度）から令和 10 年度（2028 年度）の事業は起債比率が高い状況となっていますが、10 カ年の平均では起債比率が 57.8%であり、企業債発行の管理目標（起債比率の目標値）である 60%以下に計画し、将来世代への負担の軽減を図っています。



●企業債発行の管理目標（起債比率の目標値）

令和 7 年度（2025 年度）の企業債残高見込みは 1,504,336 千円あり、将来世代への負担を軽減させるためには、計画最終年次の令和 17 年度（2035 年度）の企業債残高を令和 7 年度（2025 年度）の企業債残高以下に設定することが必要です。

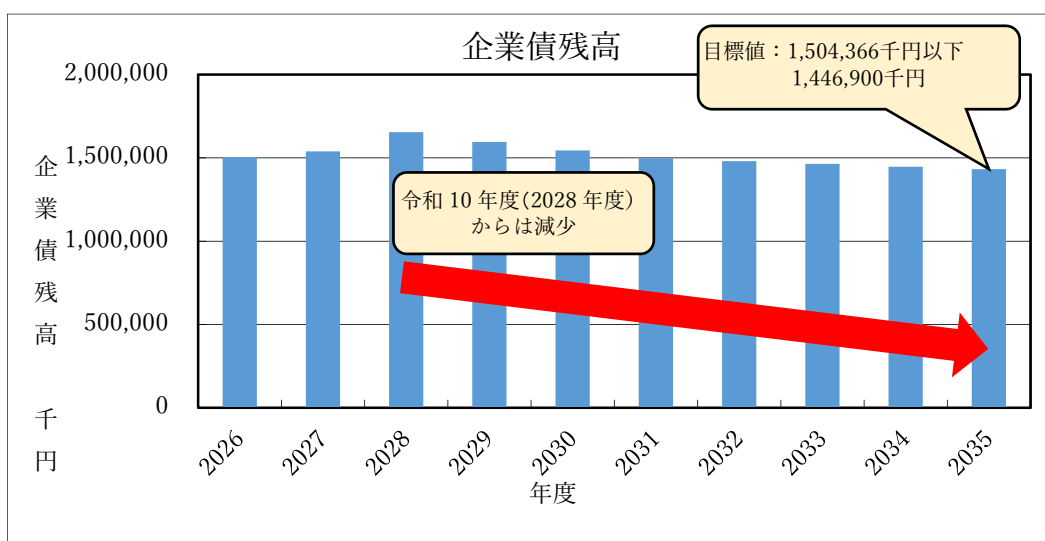
令和 7 年度（2025 年度）の企業債残高を基準に計画事業費と起債比率により、令和 17 年度（2035 年度）の企業債残高を算出した結果、起債比率は 60%以下とすることが必要です。

	見込値	計画(始)	見直し	計画(終)	備考
	2025 R7	2026 R8	2030 R12	2035 R17	
企業債残高	1,504,366	—	—	—	
起債比率 100%の場合	—	1,551,305	1,736,751	1,889,396	
起債比率 70%の場合	—	1,517,552	1,569,994	1,593,927	
起債比率 60%の場合	—	1,506,301	1,514,408	1,495,438	60%以下

【企業債残高】

収支バランスにより計画的に事業を実施し、企業債発行の管理目標により、企業債の借入を抑制することによって、令和10年度（2028年度）以降の企業債残高は減少していきます。

企業債残高の減少により、将来世代への負担の軽減を図っています。



●収益的収支（単位:千円）

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
給水区域内人口（人）										
業務量										
年間有収水量（千 m ³ ）	6,263	6,150	6,038	5,925	5,864	5,754	5,644	5,533	5,423	5,363
給水収益（料金収入）	702,970	690,353	677,736	665,120	658,227	645,857	633,488	621,118	608,748	601,990
給水収益（料金収入）	151,365	190,261	186,784	183,307	181,407	177,998	174,589	171,180	167,771	165,908
受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970
計	155,335	194,231	190,754	187,277	185,377	181,968	178,559	175,150	171,741	169,878
営業										
原水及び浄水費	92,649	93,978	95,335	99,190	103,276	107,612	112,210	117,079	122,241	127,716
配水及び給水費	70,306	70,909	71,525	72,153	72,794	73,448	74,113	74,792	75,486	76,193
総係費	40,761	41,435	42,123	42,824	43,538	44,269	45,016	45,777	46,554	47,345
減価償却費	132,924	134,759	136,480	141,835	142,039	139,782	138,218	132,339	119,893	113,973
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	336,642	341,083	345,465	356,004	361,649	365,113	369,559	369,989	364,176	365,229
営業損益	(181,307)	(146,852)	(154,711)	(168,727)	(176,272)	(183,145)	(191,000)	(194,839)	(192,435)	(195,351)
営業外										
長期前受金戻入	69,193	70,456	71,946	77,152	77,661	82,247	76,711	73,521	64,888	62,197
他会計繰入金(基準内)	5,161	6,590	7,740	10,060	10,000	9,840	9,740	10,050	10,380	10,680
他会計繰入金(基準外)経営安定	90,000	37,000	46,000	59,000	72,000	74,000	87,000	93,000	99,000	105,000
他会計繰入金(基準外)その他分	36,940	35,949	33,966	31,891	26,125	26,567	27,019	27,479	27,949	28,428
その他営業外収益	10,964	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
受取利息及び配当金	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	212,358	160,995	170,652	189,103	196,786	203,654	211,470	215,050	213,217	217,305
支払利息	12,007	13,197	15,483	20,130	20,004	19,685	19,493	20,117	20,761	21,379
その他営業外費用	2,949	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	14,956	13,198	15,484	20,131	20,005	19,686	19,494	20,118	20,762	21,380
経常損益	16,095	945	457	245	509	824	976	93	20	574
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
純利益	16,094	944	456	244	508	823	975	92	19	573
累計	17,851	18,795	19,251	19,495	20,004	20,826	21,801	21,893	21,912	22,485
供給単価（円/m ³ ）	215.3	275.6	275.6	275.6	275.6	275.6	275.6	275.6	275.6	275.6
給水原価（円/m ³ ）	397.5	411.1	426.4	449.5	461.8	468.4	493.0	509.7	525.7	538.9
料金水準の設定	2,390	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060
料金改定率		28.0%								

●資本的収支（単位:千円）

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入の部										
企業債										
負担金	65,400	99,000	180,300	6,800	12,200	17,200	47,200	47,200	47,200	47,200
他会計繰入金（基準内）	3,828	2,487	2,537	2,588	2,640	2,693	2,747	2,802	2,858	2,915
国庫（県）補助金	27,953	32,470	32,470	32,810	31,180	31,630	31,680	30,200	30,020	28,300
国庫（県）補助金	0	0	0	0	0	2,400	17,500	17,500	17,500	17,500
工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 ①	97,181	133,957	215,307	42,198	46,020	53,923	99,127	97,702	97,578	95,915
支出の部										
事業費	112,510	139,000	220,300	41,805	42,242	49,678	94,840	94,840	94,840	94,840
企業債償還金（元金）	65,571	64,953	64,948	65,632	62,368	63,274	63,362	60,402	60,042	56,614
他会計長期借入金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 ②	178,081	203,953	285,248	107,437	104,610	112,952	158,202	155,242	154,882	151,454
不足額 ①-②	(80,900)	(69,996)	(69,941)	(65,239)	(58,590)	(59,029)	(59,075)	(57,540)	(57,304)	(55,539)

●損益勘定留保資金

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
不足額	-80,900	-69,996	-69,941	-65,239	-58,590	-59,029	-59,075	-57,540	-57,304	-55,539
補填財源										
損益勘定留保資金	63,731	66,164	69,059	74,695	74,948	73,657	72,920	71,546	68,914	66,876
利益剰余金処分額										
積立金取崩額	7,233									
その他（消費税調整）	9,936	12,636	20,027	3,800	3,840	4,298	7,031	7,031	7,031	7,031
計	80,900	69,996	69,941	65,239	58,590	59,029	59,075	57,540	57,304	55,539
差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●企業債残高（単位:千円）

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
企業債残高	1,504,195	1,538,242	1,653,594	1,594,762	1,544,594	1,498,520	1,482,358	1,469,156	1,456,314	1,446,900

第7章 フォローアップ

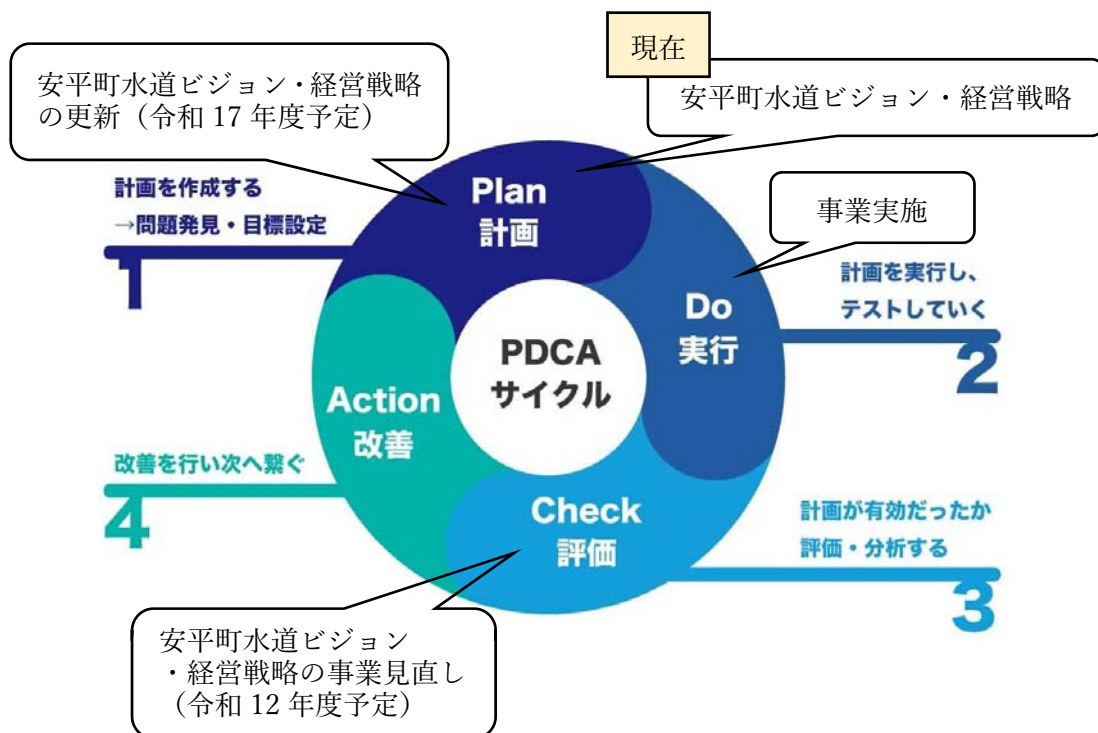
フォローアップ

安平町水道ビジョン・経営戦略の改定にあたって、安平町が目指すべき理想像を示すとともに水道事業におけるさまざまな課題を抽出し、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの今後10年間に取り組むべき実現方策を明らかにしました。

水道は、町民生活や都市活動を支える社会基盤施設であり、最も重要なライフラインのひとつです。「信頼を未来へ繋ぐ水道（強靱な施設づくりと安定した水源確保で健全かつ持続的な水道経営）」という目標を掲げて、計画的に事業を行っていきます。

そのためには、適切な期間を定めて安平町水道ビジョンの達成状況及び進捗状況を把握・検証することが必要です。安平町水道ビジョンに示した各方策を着実に具現化し、次世代へ引き継ぐとともに未来の子供達に過度な負担がかからないように努めていきます。

安平町水道ビジョンは、目指すべき理想像と具体的実現方策を示しています。ビジョンで定めた各種施策を具体的に実行していくため、PDCAサイクルに基づき目標の達成状況や各種施策の進捗を検証します。



Plan（計画）

目標を設定し、それを達成するための具体的な行動計画を策定するフェーズです。ここでは、「安平町水道ビジョン・経営戦略（令和8年3月）」の策定を行います。

Do（実行）

Planで策定した計画に基づいて、実際に事業を遂行するフェーズです。計画通りに行動することはもちろんですが、そのプロセスや結果を正確に記録に残すことが非常に重要になります。

Check（評価）

Check（評価）は、Doで実行した結果が計画通りに進んだかどうかを検証し、その要因を分析するフェーズです。目標を達成できた場合はその成功要因を、達成できなかった場合はその真因を特定します。

安平町水道ビジョン・経営戦略の事業見直し（令和12年度予定）

Action（改善）

Action（改善）は、Checkでの分析結果に基づき、業務プロセスの修正や見直しを行い、次のサイクルへと繋げるフェーズです。ここでは、分析結果から得られた課題に対して、「継続する」「修正する」「中止する」「新しいやり方を導入する」といった具体的な対策を決定します。

Plan（計画）

目標を設定し、それを達成するための具体的な行動計画を策定するフェーズです。ここでは、「安平町水道ビジョン・経営戦略（令和8年3月）」の改定を行います。

安平町水道ビジョン・経営戦略の改定（令和17年度予定）

安平町は、ホームページ（<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku/kankyokiban/1124>）に、水道事業の情報の公開を行っています。



安平町水道ビジョンの策定について

安平町水道ビジョンは、水道事業の将来像を「効率的で安全安心な水道供給」として、それを実現するための目標設定や目標を達成する各種施策を示すもので、国が地方公共団体に策定を要請している「水道事業ビジョン」と地方公営企業の「経営戦略」の要綱を併せ持つ水道事業のマスタープランになります。

安平町水道ビジョンは、本編と付属資料となる「安平町水道事業財政計画」で構成されていますが、その概要は、平成38年度までを計画期間とし、水道施設の統廃合を進めることで減価償却費と施設運転経費を削減し、上水道で新たに一般会計からの繰出しが認められる前送の繰出金などを財源の一部として活用します。さらに、人口減少による給水収益の減少は、水道料金の改正と職員人件費の削減で解決することなどを盛り込み、平成27年度決算で76,554,662円の純損失を出している会計を、平成33年度以降は黒字会計とする財政計画を策定しています。

安平町水道ビジョン [PDFをダウンロード](#)

安平町水道ビジョン付属資料（安平町水道事業財政計画） [PDFをダウンロード](#)

V. 生活環境・生活基盤

- 安平町災害廃棄物処理計画を策定しました
- 安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました
- 安平町都市計画マスタープランについて
- 安平町立地適正化計画について
- 安平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました

安平町水道ビジョン・経営戦略

(令和 8 年 3 月)

〒059-1595

北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

安平町役場 水道課

TEL 0145-22-2730 (直通)

安平町 HP アドレス <https://www.town.abira.lg.jp>

安平町水道ビジョン・経営戦略

資 料

1.耐震性能評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.健全度評価・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.経営指標による評価・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.事業優先度の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5.前期計画の達成状況と評価・・・・・・・・	14

令和 8 年 3 月

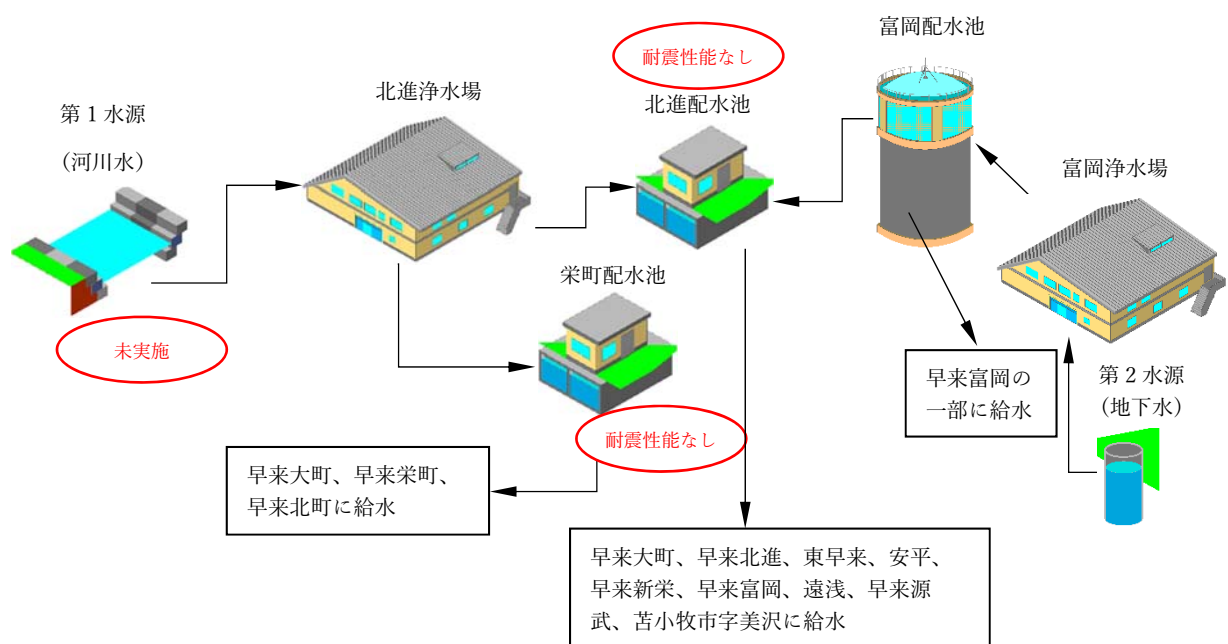
安 平 町 水 道 課

1.耐震性能評価結果

早来地区

施設名		建設年度	耐震診断実施年度 耐震診断結果	備 考
取水施設	第1水源 (河川水)	昭和50～ 51年度	未実施	
	沈砂池	昭和50～ 51年度	未実施	
	第2水源 (地下水)	平成5 ～6年度	鋼管のため不要 耐震性能あり	
浄水施設	取水井	昭和50～ 51年度	耐震性能あり	
	北進浄水場	昭和50～ 51年度	令和元年度耐震診断 耐震性能あり	
	富岡浄水場	平成5 ～6年度	新耐震基準のため 耐震性能あり	
配水施設	栄町配水池1号	昭和45年度	令和2年度耐震診断 耐震性能なし	新設 耐震化検討中
	栄町配水池2号	昭和56年度	令和2年度耐震診断 耐震性能なし	
	北進配水池1号	昭和51年度	令和2年度耐震診断 耐震性能なし	新設 耐震化検討中
	北進配水池2号	昭和57年度	令和2年度耐震診断 耐震性能なし	
	富岡配水池	平成7年度	平成30年度災害復旧により 耐震化(耐震補強)済み	

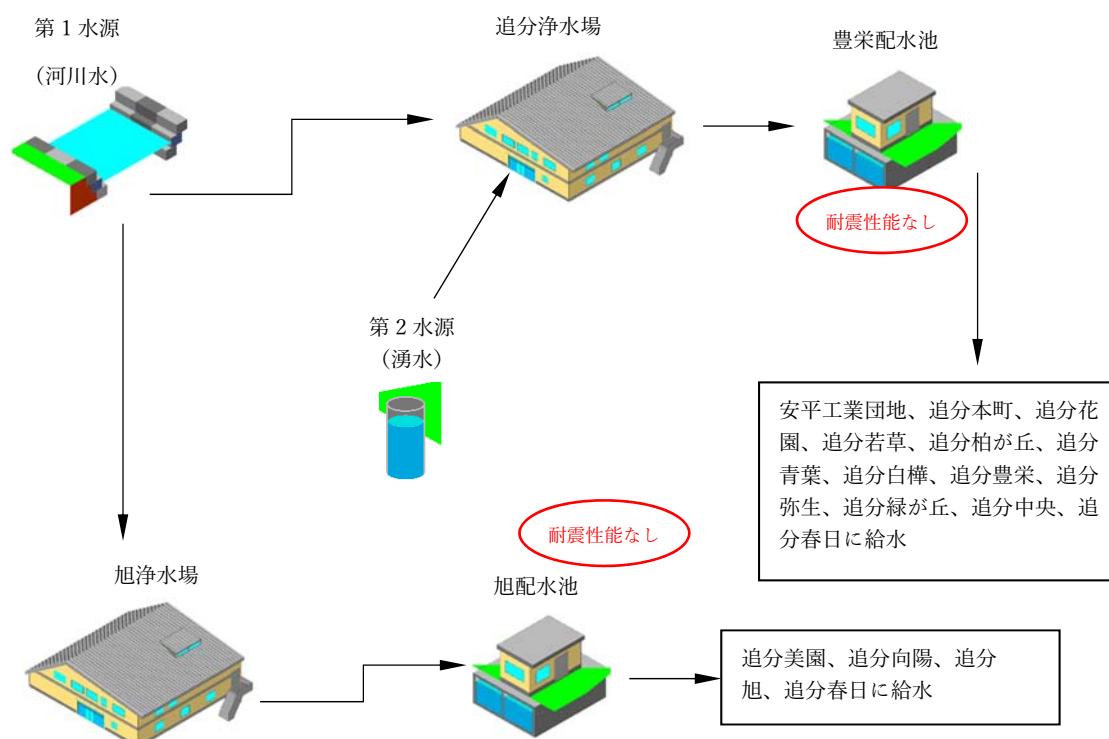
※建築構造物の耐震基準は1981年(昭和56年)に大きな改正があり、同年6月1日以降の基準は「新耐震基準」、同年5月31日以前の基準は「旧耐震基準」と呼ばれます。



追分地区

施設名		建設年度	耐震診断実施年度 耐震診断結果	備 考
取水・導水施設	第1水源 (河川水)	平成28年度	耐震性能あり	
	取水井	昭和47 ～48年度	未実施	
	沈砂池	昭和47 ～48年度	未実施	
	第2水源 (湧水)	昭和57年度	未実施	
浄水施設	追分浄水場	平成28年度	新耐震基準のため 耐震性能あり	
	旭浄水場	平成29～ 30年度	新耐震基準のため 耐震性能あり	
配水施設	豊栄配水池1・2号	昭和47年度	令和3年度耐震診断 耐震性能なし	施設用地の取得が必要 検討中
	豊栄配水池3号	昭和52年度	令和3年度耐震診断 耐震性能なし	
	豊栄配水池4・5号	昭和61年度	令和3年度耐震診断 耐震性能なし	
	旭配水池1号	昭和47～ 48年度	令和3年度耐震診断 耐震性能なし	
	旭配水池2号	平成8年度	令和3年度耐震診断 耐震性能なし	

※建築構造物の耐震基準は1981年（昭和56年）に大きな改正があり、同年6月1日以降の基準は「新耐震基準」、同年5月31日以前の基準は「旧耐震基準」と呼ばれます。



2.健全度評価

早来地区

施設名		建設年度 (経過年数)	問題点	解決策
取水施設	第1水源 (河川水)	昭和50～ 51年度 (49年経過)	法定耐用年数(40年)を過ぎている。11年後に老朽化資産となる。 【経年化資産】	老朽化資産になる前に施設調査を行い、更新の有無を判断する。
	沈砂池	昭和50～ 51年度 (49年経過)	法定耐用年数(40年)を過ぎている。11年後に老朽化資産となる。 【経年化資産】	老朽化資産になる前に施設調査を行い、更新の有無を判断する。
	第2水源 (地下水)	平成5～6年度 (31年経過)	法定耐用年数(40年)以下であるが9年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に施設調査を行い、更新の有無を判断する。
浄水施設	取水井	昭和50～ 51年度 (49年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが11年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に施設調査を行い、更新の有無を判断する。
	北進浄水場	昭和50～ 51年度 (49年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが11年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	令和元年度に耐震診断を行い躯体状況は問題ない。耐震診断結果は耐震性あり。ただし、中性化の進行があるため2036年に再調査が必要。
	富岡浄水場	平成5～6年度 (31年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが29年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に施設調査を行い、更新の有無を判断する。
配水施設	栄町配水池1号	昭和45年度 (55年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが5年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	令和2年度に耐震診断を行い耐震診断結果は耐震性なし。 耐震性を確保するため、配水池の新設が必要。
	栄町配水池2号	昭和56年度 (44年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが16年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	
	北進配水池1号	昭和51年度 (49年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが11年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	
	北進配水池2号	昭和57年度 (43年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが17年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	
	富岡配水池	平成7年度 (30年経過)	法定耐用年数(60年)以下であるが30年後に法定耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に施設調査を行い、更新の有無を判断する。

※法定耐用年数：取水施設（構築物）40年、浄水場（構築物）60年、配水池（構築物）60年

追分地区

施設名		建設年度 (経過年数)	問題点	解決策
取水・ 導水 施設	第1水源 (河川水)	平成28年度 (9年経過)	法定耐用年数(40年)以下 であるが31年後に法定 耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の 有無を判断する。
	取水井	昭和47 ～48年度 (52年経過)	法定耐用年数(40年)を過 ぎている。8年後に老朽 化資産となる。 【経年化資産】	
	沈砂池	昭和47 ～48年度 (52年経過)	法定耐用年数(40年)を過 ぎている。8年後に老朽 化資産となる。 【経年化資産】	老朽化資産になる前に施 設調査を行い、更新の有 無を判断する。
	第2水源 (湧水)	昭和57年度 (43年経過)	法定耐用年数(40年)を過 ぎている。17年後に老 朽化資産となる。 【経年化資産】	経年化資産であるが、コ ンクリート集水桝である ため、老朽化資産となる 前に更新の有無を判断す る。
浄水 施設	追分浄水場	平成28年度 (9年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが51年後に法定 耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の有 無を判断する。
	旭浄水場	平成29 ～30年度 (7年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが53年後に法定 耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の有 無を判断する。
配水 施設	豊栄配水池1・2号	昭和47年度 (53年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが7年後に法定耐 用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の 有無を判断する。
	豊栄配水池3号	昭和52年度 (48年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが12年後に法定 耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の 有無を判断する。
	豊栄配水池4・5号	昭和61年度 (39年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが21年後に法定 耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の 有無を判断する。
	旭配水池1号	昭和47～ 48年度 (52年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが8年後に法定耐 用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の 有無を判断する。
	旭配水池2号	平成8年度 (29年経過)	法定耐用年数(60年)以下 であるが31年後に法定 耐用年数を迎える。 【健全資産】	経年化資産になった時に 施設調査を行い、更新の 有無を判断する。

※法定耐用年数：取水施設（構築物）40年、浄水場（構築物）60年、配水池（構築物）60年

アセットマネジメントによる判断健全度（資産）の定義

健全資産	：経過年数が法定耐用年数以内の資産 法定耐用年数を超過していない資産で、継続使用が可能と考えられる資産
経年化資産	：経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産 健全資産と老朽化資産の中間段階で、法定耐用年数を超過し、更新時期に来ている資産
老朽化資産	：経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産 法定耐用年数から一定の期間を経過し、事故・故障等を未然に防止するためには速やかに更新すべき資産
【厚生労働省 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き】	

施 設	健全資産	経年化資産	老朽化資産
取水施設 （構築物）	40 年以下	41 年以上 60 年以下	61 年以上
浄水場（構築物）	60 年以下	61 年以上 90 年以下	91 年以上
配水池（構築物）	60 年以下	61 年以上 90 年以下	91 年以上

3.経営指標による評価

経営指標（経営比較分析表）は、各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成され、公表が開始されました。各公営企業においては、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となりましたが、水道事業では「経営の健全性・効率性」並びに「老朽化の状況」の観点から、次の指標を挙げています。

「経営の健全性・効率性」の観点

- | | |
|---------|---------------|
| ①経常収支比率 | ②累積欠損金比率 |
| ③流動比率 | ④企業債残高対給水収益比率 |
| ⑤料金回収率 | ⑥給水原価 |
| ⑦施設利用率 | ⑧有収率 |

「老朽化の状況」の観点

- | |
|--------------|
| ①有形固定資産減価償却率 |
| ②管路経年化率 |
| ③管路更新率 |

令和6年度における経営の健全性・効率性、老朽化の状況を示す指標及び分析結果は下記に示すとおりです。

「経営の健全性・効率性」の観点

指標	①経常収支比率(%) 全国平均【107.26】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>安平町</td><td>88.18</td><td>87.60</td><td>94.22</td><td>121.29</td><td>118.80</td></tr><tr><td>平均値</td><td>105.34</td><td>105.77</td><td>104.82</td><td>106.46</td><td>103.41</td></tr></tbody></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	88.18	87.60	94.22	121.29	118.80	平均値	105.34	105.77	104.82	106.46	103.41	②累積欠損金比率(%) 全国平均【1.61】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>安平町</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>平均値</td><td>24.04</td><td>28.03</td><td>26.73</td><td>27.85</td><td>28.00</td></tr></tbody></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	平均値	24.04	28.03	26.73	27.85	28.00
		R02	R03	R04	R05	R06																																
	安平町	88.18	87.60	94.22	121.29	118.80																																
平均値	105.34	105.77	104.82	106.46	103.41																																	
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																	
平均値	24.04	28.03	26.73	27.85	28.00																																	
指標の見方	法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。																																				
分析	令和5年度より経営安定のために一般会計より基準外繰入を実施しており、経常収支比率が 100%を超えております。	累積欠損金が発生していない 0%です。（複数年度にわたって累積した損失がない）																																				

3.経営指標による評価

指標	③流動比率(%) 全国平均【239.69】 類似団体平均 現金等がある 100%以上 <table><tr><td></td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td><td>R06</td></tr><tr><td>安平町</td><td>171.73</td><td>108.95</td><td>67.19</td><td>92.16</td><td>129.68</td></tr><tr><td>平均値</td><td>305.08</td><td>305.34</td><td>310.01</td><td>311.12</td><td>293.51</td></tr></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	171.73	108.95	67.19	92.16	129.68	平均値	305.08	305.34	310.01	311.12	293.51	④企業債残高対給水収益比率(%) 全国平均【264.86】 類似団体平均 類似団体と 比べて高い <table><tr><td></td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td><td>R06</td></tr><tr><td>安平町</td><td>1,071.41</td><td>1,064.19</td><td>1,027.46</td><td>949.46</td><td>912.68</td></tr><tr><td>平均値</td><td>585.59</td><td>561.34</td><td>538.33</td><td>515.14</td><td>498.34</td></tr></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	1,071.41	1,064.19	1,027.46	949.46	912.68	平均値	585.59	561.34	538.33	515.14	498.34
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	171.73	108.95	67.19	92.16	129.68																																	
平均値	305.08	305.34	310.01	311.12	293.51																																	
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	1,071.41	1,064.19	1,027.46	949.46	912.68																																	
平均値	585.59	561.34	538.33	515.14	498.34																																	
指標の見方	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し 100%以上であることが必要です。	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はありません。類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。																																				
分析	100%以上であるため、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができます。ただし、類似団体に比べて低いことから支払能力が低い状態です。	類似団体との比較では高い値を示しています。今までの事業は起債を借りて実施しているためです。																																				

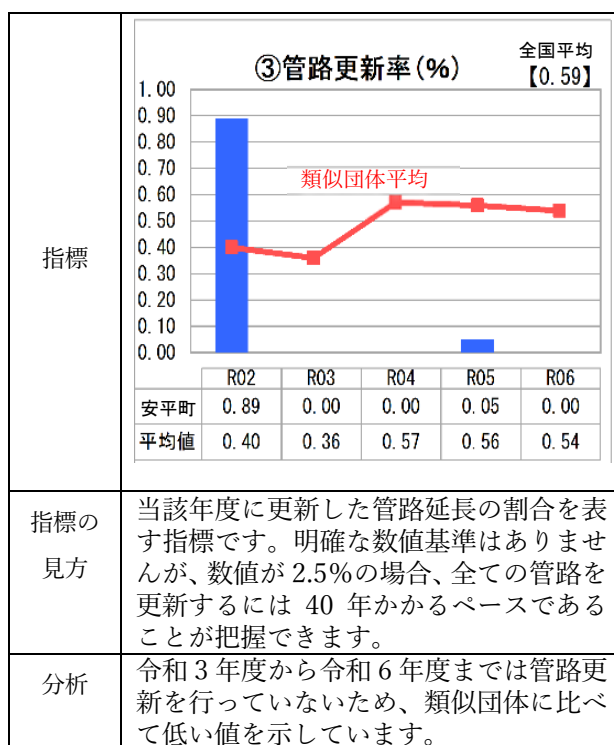
指標	⑤料金回収率(%) 全国平均【97.59】 類似団体平均 一般会計から 繰入あり <table><tr><td></td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td><td>R06</td></tr><tr><td>安平町</td><td>61.98</td><td>67.61</td><td>72.87</td><td>77.31</td><td>64.26</td></tr><tr><td>平均値</td><td>82.78</td><td>84.82</td><td>82.29</td><td>84.16</td><td>81.45</td></tr></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	61.98	67.61	72.87	77.31	64.26	平均値	82.78	84.82	82.29	84.16	81.45	⑥給水原価(円) 全国平均【181.66】 類似団体平均 類似団体と 比べて高い <table><tr><td></td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td><td>R06</td></tr><tr><td>安平町</td><td>343.95</td><td>318.82</td><td>293.43</td><td>281.49</td><td>336.80</td></tr><tr><td>平均値</td><td>225.09</td><td>224.82</td><td>230.85</td><td>230.21</td><td>240.31</td></tr></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	343.95	318.82	293.43	281.49	336.80	平均値	225.09	224.82	230.85	230.21	240.31
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	61.98	67.61	72.87	77.31	64.26																																	
平均値	82.78	84.82	82.29	84.16	81.45																																	
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	343.95	318.82	293.43	281.49	336.80																																	
平均値	225.09	224.82	230.85	230.21	240.31																																	
指標の見方	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。	有収水量 1 m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。明確な数値基準はありません。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。																																				
分析	給水原価が割高となっております。これを料金収入のみで賄うことは困難であることから、一般会計からの繰入を行っております。そのため①経常収支比率は高くなっていますが、料金回収率が低くなっております。	市街地が分散していることもあり、類似団体との比較では高い値を示しています。																																				

3.経営指標による評価

指標	⑦施設利用率(%) 全国平均【60.21】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>安平町</td><td>70.04</td><td>66.02</td><td>63.24</td><td>63.52</td><td>63.53</td></tr><tr><td>平均値</td><td>49.38</td><td>50.09</td><td>50.10</td><td>49.76</td><td>49.74</td></tr></tbody></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	70.04	66.02	63.24	63.52	63.53	平均値	49.38	50.09	50.10	49.76	49.74	⑧有収率(%) 全国平均【89.21】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>安平町</td><td>84.65</td><td>87.69</td><td>89.97</td><td>90.60</td><td>89.65</td></tr><tr><td>平均値</td><td>78.01</td><td>77.60</td><td>77.30</td><td>76.64</td><td>75.37</td></tr></tbody></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	84.65	87.69	89.97	90.60	89.65	平均値	78.01	77.60	77.30	76.64	75.37
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	70.04	66.02	63.24	63.52	63.53																																	
平均値	49.38	50.09	50.10	49.76	49.74																																	
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	84.65	87.69	89.97	90.60	89.65																																	
平均値	78.01	77.60	77.30	76.64	75.37																																	
指標の見方	当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望めます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。																																				
分析	類似団体との比較では高い値を示しています。施設の利用状態が類似団体よりも利用されていることを示します。	類似団体よりも施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。																																				

「老朽化の状況」の観点

指標	①有形固定資産減価償却率(%) <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>安平町</td><td>29.39</td><td>31.86</td><td>34.48</td><td>36.56</td><td>38.85</td></tr><tr><td>平均値</td><td>47.50</td><td>48.41</td><td>50.02</td><td>51.38</td><td>52.30</td></tr></tbody></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	29.39	31.86	34.48	36.56	38.85	平均値	47.50	48.41	50.02	51.38	52.30	②管路経年化率(%) 全国平均【26.78】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>安平町</td><td>37.04</td><td>36.94</td><td>40.15</td><td>40.09</td><td>40.09</td></tr><tr><td>平均値</td><td>17.40</td><td>18.64</td><td>19.51</td><td>21.60</td><td>23.36</td></tr></tbody></table>		R02	R03	R04	R05	R06	安平町	37.04	36.94	40.15	40.09	40.09	平均値	17.40	18.64	19.51	21.60	23.36
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	29.39	31.86	34.48	36.56	38.85																																	
平均値	47.50	48.41	50.02	51.38	52.30																																	
	R02	R03	R04	R05	R06																																	
安平町	37.04	36.94	40.15	40.09	40.09																																	
平均値	17.40	18.64	19.51	21.60	23.36																																	
指標の見方	有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。明確な数値基準はありません。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標です。明確な数値基準はありません。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。																																				
分析	類似団体との比較では低い値を示しています。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しているため、類似団体よりも老朽度は低い状況です。	管路経年化率は年々上昇しており、老朽化が進行している状況にあります。																																				



指標の見方

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、数値が2.5%の場合、全ての管路を更新するには40年かかるペースであることが把握できます。

分析

令和3年度から令和6年度までは管路更新を行っていないため、類似団体に比べて低い値を示しています。

経営指標による分析結果

安平町の水道事業は地理的要因から給水原価が割高で、管路の老朽化が著しい状況にあり、料金回収率が低いことから、令和5年度より一般会計からの基準外繰入をしており、厳しい経営状況にあります。今後の支出増加により一般会計の繰入金も増加していくため、料金改正を行っていく必要性があります。

4.事業優先度の選定

事業優先度は、水処理工程の観点から「施設重要度」、時間の視点である「緊急性」、「継続」の3つの視点を設定し、各視点により優先度を設定します。

事業優先度決定の流れ

事業計画	重要度	緊急性	継続	優先度の設定	優先	事業優先度の設定	案
事業1	A		A2		2		3
事業2	C	A1			1		1
～	－	－	－		－		－
事業11	A				3		2

重要度

A：取水施設（6点） C：浄水施設（4点） E：配水施設（配水池）（2点）
B：導水施設（5点） D：送水施設（3点） F：配水施設（管路）（1点）

緊急性・継続

グループA1：早期の効果発現を目指し優先的に取り組む事業（5点）
グループA2：早期の効果発現を目指し（グループA1）でない事業（4点）
グループB1：優先的に取り組む事業（3点）
グループB2：計画的・段階的に取り組む事業（2点）
グループC：既存ストックの有効活用などを中心に取り組む事業（1点）

優先順位＝点数による評価（高い点数が最優先）

「重要度」 「緊急性」 優先順位

取水施設A（6点）＋緊急性A1（5点）＝11点

※「継続」は事業を継続して行う必要があることを示す。

4.事業優先度の選定

事業名(仮)	重要度	緊急性	継続	優先
富岡取水井さく井(代替水源新設)	A	A1		A+A1
基幹管路配水管整備	F	A2	B1	F+A2
北進配水池耐震化(新設)	E	B1		E+B1
豊栄配水池耐震化(新設)	E	B1		E+B1
旭配水池耐震化(新設)	E	B1		E+B1
重要給水施設配水管整備(遠浅地区)	F	B2		F+B2
重要給水施設配水管整備(安平地区)	F	B2		F+B2
重要給水施設配水管整備(追分地区)	F	B2		F+B2
富岡浄水場施設機器更新	C	A1		C+A1
水道施設機器更新	C	B1	B1	C+B1
北進送水管耐震化	D	A1		D+A1
追分地区導水管耐震化	B	A2	B1	B+A2

優先度の設定

事業名(仮)	優先(点数)	案	備考
富岡取水井さく井(代替水源新設)	1(11)	1	早期事業
基幹管路配水管整備	5(5)	3 ↑	
北進配水池耐震化(新設)	5(5)	5 ↓	
豊栄配水池耐震化(新設)	5(5)	6 ↓	
旭配水池の耐震化(新設)	5(5)	9 ↓	優先順位は最小に
重要給水施設配水管整備(遠浅地区)	6(3)	7	
重要給水施設配水管整備(安平地区)	6(3)	8	
重要給水施設配水管整備(追分地区)	6(3)	4 ↑	
富岡浄水場施設機器更新	2(9)	2	富岡取水井さく井関連
水道施設機器更新	4(7)	3 ↑	
北進送水管耐震化	3(8)	2 ↑	早期事業
追分地区導水管耐震化	2(9)	3 ↓	

事業優先度の設定

※ 案は、次項「計画事業における優先順位の変動理由」により決定しました。

案1～4までは10年以内に事業を行う必要があります。

早期事業は、運転管理上の問題(取水量減少、送水管の漏水事故)のため必須。
水道施設機器更新も運転制御にかかわるため必須。
管路更新は、「経営比較分析表③管路更新率」で令和3年度から老朽管更新を実施していないことから、継続的な更新が必要であると判断されるため実施する。

4.事業優先度の選定

計画事業における優先順位の変更理由

事業名(仮)	優先順位の変更理由
水道施設機器更新	浄水場等の機械電気設備であるため、監視業務に支障がでるため、 優先度を上げる 。
基幹管路配水管整備	老朽管の配水管整備であり、基幹管路であることから、 優先度を上げる 。
北進送水管耐震化	送水管の腐食により事故の履歴があるため、更新は急務であるため、 優先度を上げる 。
追分地区導水管耐震化	施設重要度は高いが、富岡浄水場の機器更新に比べて緊急性が低いことから、 優先度を下げる 。
北進配水池耐震化（新設）	耐震化を行うため、既設北進配水池 1 号を取壊し、既設北進配水池 2 号横に新設する計画を策定したが、取水施設への高濁度水の流入により、浄水量が低下したため、既設北進配水池 2 号のみでの運転が困難となっている。 このことから、富岡取水井を新設し、富岡浄水場の機器更新を行い、富岡配水池からのバックアップ（流入）を調整後、運転状況を観察して決定する。以上により、 優先度を下げる 。
豊栄配水池耐震化（新設）	耐震化を行うには、建設予定地の選定が必要となることから、現在の段階では判断できないため、 優先度を下げる 。
旭配水池耐震化（新設）	道営事業で建設された施設であるため、道営事業での更新を考慮して、 今回の計画では優先順位を最小に設定 する。
重要給水施設配水管整備（遠浅地区）	遠浅地区と安平地区の重要給水管路整備は、長距離であり費用が多額であるため、計画的かつ段階的に耐震化を進める必要がある。このため事業対象管路の選定が困難である為、 優先度を下げる 。
重要給水施設配水管整備（安平地区）	
重要給水施設配水管整備（追分地区）	重要給水管路の事業対象管路の選定が可能であることから 優先度を上げる 。

4.事業優先度の選定

優先順位別 事業概要

優先度	工 事 名 (仮) (事 業 名 (仮))	事業費 (千円)	事業内容
1 高	富岡浄水場取水井新設工事 (富岡取水井さく井(代替水源新設))	45,002	取水井築造、場内配管
2	富岡浄水場改修工事 (富岡浄水場施設機器更新)	196,900	取水ポンプ設備、ろ過設備、送水設備、計装盤等
2	基幹送水管路耐震化工事 (北進送水管耐震化)	96,810	φ150 L=439m
3	水道施設機器更新工事 (水道施設機器更新)	309,930	浄水場及び配水池の機械計装設備の更新 北進浄水場非常用発電機更新
3	基幹管路配水管整備 (老朽管整備)	31,039	老朽管更新
3	追分地区導水管耐震化工事 (追分地区導水管耐震化)	80,257	φ100 L=2,006m
4	重要給水施設配水管整備工事(追分地区) (重要給水施設配水管整備)	913,082	φ200~50 L=9,560m
5	北進配水池耐震化工事(新設) (北進配水池耐震化)	190,826	V=300 m ³
6	豊栄配水池耐震化工事(新設) (追分配水池耐震化)	86,460	V=715 m ³
7	重要給水施設配水管整備工事(遠浅地区) (重要給水施設配水管整備)	1,334,200	φ250~50 L=13.09km
8	重要給水施設配水管整備工事(安平地区) (重要給水施設配水管整備)	117,820	φ150~50 L=1,200m
9 低	旭配水池耐震化工事(新設) (旭配水池耐震化)	23,639	V=120 m ³

※優先順位の内、(優先度 5~9) は、次回の計画(令和 18 年度以降)に予定する。

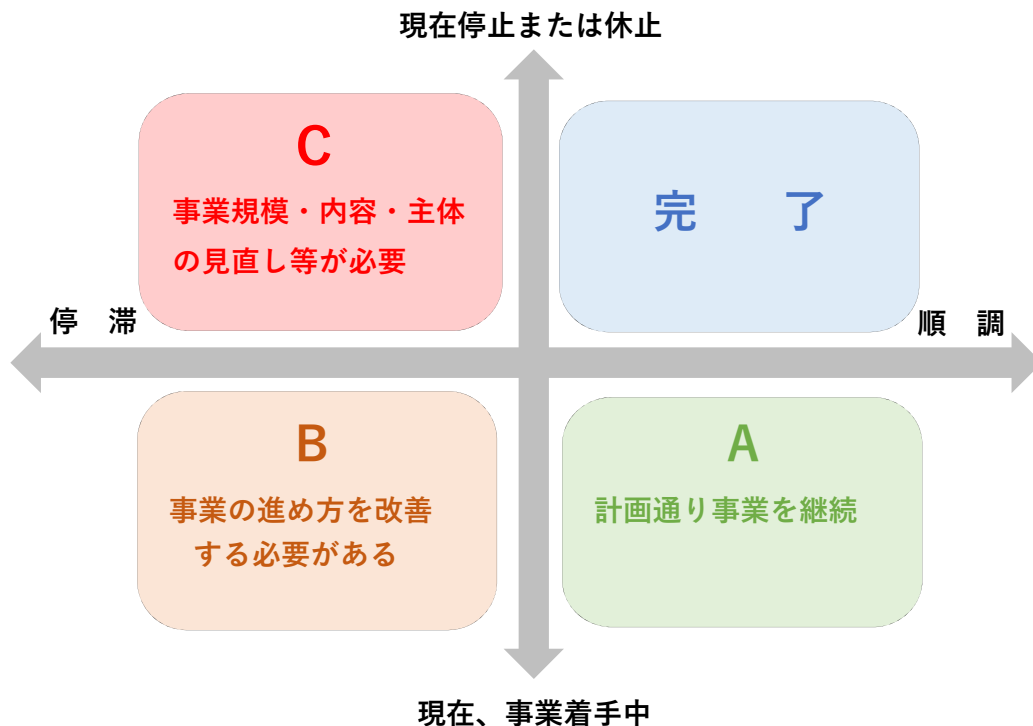
5.前期計画の達成状況と評価

今後の安平町水道事業の方向性を決定するためには、水道ビジョンに示された水道事業経営の課題と対応について、その達成度を評価する必要があります。そのためには、事業の進展状況や継続の必要性について評価するための基準が必要であり、以下に示す事業評価イメージで分類することとしました。

安平町水道ビジョンでは、水道事業経営の課題と対応について、その実現のために計画された予定事業と水道事業・サービスの維持のために日常的に遂行すべき管理業務と一緒に明記されています。

そのうちの予定事業について、事業が順調に進展しているか否か、現在、事業着手中か停止または休止しているかという二つの評価軸で4象限マトリクスを用いて分類し、各事業について事業継続の必要性和方向性を検討しました。事業優先度は、水処理工程の観点から「施設重要度」、時間の視点である「緊急性」、「継続」の3つの視点を設定し、各視点により優先度を設定します。

4象限マトリクスを用いた事業評価イメージ



評価基準

完了：水道ビジョン策定後の事業実施により事業が完了

A：計画（予定）どおりに事業を継続することが妥当

B：事業を継続すべきだが、進め方を改善する必要がある

C：事業規模・内容・主体等の見直しが必要

これにより、事業評価によって「完了」とされた事業については、ビジョン策定時の課題より削除され、「C」に分類された事業のうち事業規模・内容・主体等の見直しを実施したとしても、安平町水道事業ビジョンの計画期間内に着手出来ない事業については保留とし、新たな課題と対応策を検討していきます。

また、管理業務についても、着手が困難と判断された業務については削除し、新たに必要な業務を追加していきます。

【持続】

実現方策		評価	評価内容
項目	実施内容		
積極的経営 改善	組織と事務事業の効率化	完了	平成 20 年度に早来地区簡易水道で導入し、平成 26 年度からは追分地区簡易水道にも段階的に導入、平成 29 年度からは上水道と専用水道の管路を除く水道施設のすべてを包括的民間委託しています。施設管理業務以外では、メーター検針は委託済みです。 現段階で可能である効率化については「完了」したものと判断します。
	情報管理・未収金対策のシステム化	A	管路台帳はシステム化、監視制御システムの導入済みです。未収金対策のシステム化については、法知識や現場経験に習熟した職員の配置が必要であるため、今後も検討していくこととし「A 継続することが妥当」と判断します。
	業務の標準化・マニュアル化	B	業務に必要な知識、作業内容、ルール、品質基準を記載し、業務の属人化を防ぎ、組織全体の業務効率化や業務品質の向上に寄与します。ただし、参考となる文献等がないため、作成は困難です。以上の理由により「B 進め方の改善が必要」と判断します。
	サービス水準の検討とコスト縮減	A	サービス水準では、水道水の安全性の向上を図ること、安定的な水道水の供給を確保することです。民間委託で専門知識のある人材を配置することによって、最適の水処理を行っていることから、「A 継続することが妥当」と判断します。
効果的整備 計画	未普及地域解消事業の計画策定と実施	C	未普及地域においては概算事業費による比較を行っていますが、費用対効果がないことから整備計画の見直しが必要であるため「C 主体等の見直しが必要」と判断します。

5.前期計画の達成状況と評価

【持続】

実現方策		評価	評価内容
項 目	実施内容		
情報管理の高度化	管路台帳システムの更新、活用	A	管路台帳はシステム化済みです。再構築及び活用については、随時行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
	設備台帳システムの更新、活用	A	設備台帳は作成済みです。システム化、再構築及び活用については、随時行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
	職員給与、入札等情報管理システムの構築	—	
経営基盤の強化	料金水準の適正化	C	安平町の水道料金の改定は、令和元年 10 月 1 日に消費税により引き上げられました。今回は水道料金の改定が必要であるため、「C 主体等の見直しが必要」と判断します。
	資金計画の策定	A	収支計画により作成しています。随時行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
	財政計画の策定	A	収支計画により作成しています。随時行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
	浄水場等管理運営の包括委託導入（民間委託）	A	平成 20 年度に早来地区簡易水道で導入し、平成 26 年度からは追分地区簡易水道にも段階的に導入、平成 29 年度からは上水道と専用水道の管路を除く水道施設のすべてを包括的民間委託しています。施設管理業務以外では、メーター検針は委託済みです。「A 継続することが妥当」と判断します。

【安全・安心】

実現方策		評価	評価内容
項 目	実施内容		
水質管理の適正化	水質基準改正に対応した水質検査	A	水質検査は随時実施しています。今後も行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
	原水から給水までの水質管理	A	水質管理は随時実施しています。今後も行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
原水水質に応じた浄水処理	原水の高濁度高色度に対応する運転管理法確立等	A	民間委託で専門知識のある人材を配置することによって、最適の水処理を行っていることから、「A 継続することが妥当」と判断します。
	緊急対応のための施設整備	A	緊急対応のための北進送水管などの設備があります。今後も整備（更新）していく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。

5.前期計画の達成状況と評価

【安定】

実現方策		評価	評価内容
項 目	実施内容		
老朽施設の 修繕	施設・設備の点検管理の実施	A	民間委託で専門知識のある人材を配置し実施しています。「A 継続することが妥当」と判断します。
	耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新	A	施設更新は常に必要であるため、「A 継続することが妥当」と判断します。
耐震対策等の 実施	給水拠点の確保	C	災害時には、給水拠点が飲料水を確保し、住民に給水するための重要な施設です。浄水場は耐震化されているため問題ありませんが、配水池は耐震化されていない施設があるため、「C 主体等の見直しが必要」と判断します。
災害対策マ ニュアル改 定	主要施設の耐震化	—	施設の耐震化を計画しているため、「—」としています。
	想定被害に対する応急体制の確立	—	「安平町地域防災計画」があるため「—」としています。
	水道版ハザードマップの作成	—	「安平町地域防災計画」があるため「—」としています。

【信頼】

実現方策		評価	評価内容
項 目	実施内容		
住民ニーズ の把握	普及宣伝活動による住民ニーズの把握	A	随時行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
	迅速な対応による満足度向上	A	随時行っていく必要があるため「A 継続することが妥当」と判断します。
積極的な 情報開示	広報及び HP による情報提供	A	ニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、需要者である住民等の意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識を醸成することが重要であるため、「A 継続することが妥当」と判断します。

安平町水道ビジョン（平成 28 年度（2016 年度）

～平成 30 年度（2018 年度）の達成状況

完了
A 水道ビジョン策定後の事業実施により事業が完了
B 計画（予定）どおりに事業を継続することが妥当
C 事業を継続すべきだが、進め方を改善する必要がある
事業規模・内容・主体等の見直しが必要

	施策目標	施策	項目	実施方策		水道ビジョン実施工程（年度）											施策判断
				実施内容	評価	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
持続	水道事業運営 基盤の強化	経営基盤強化と 計画的な事業推進	積極的経営 改善	組織と事務事業の効率化	完了												－
				情報管理・未収金対策のシステム化	A												継続
				業務の標準化・マニュアル化	B												継続
				サービス水準の検討とコスト削減	A												継続
			効果的整備計	未普及地域解消事業の計画策定と実施	C												見直し
				管路台帳システムの再構築、活用	A												継続
				設備台帳システムの再構築、活用	A												継続
			経営基盤の 強化	職員給与、入札等 情報管理システムの構築	－												－
				料金水準の適正化	C												見直し
				資金計画の策定	A												継続
安全・ 安心	給水の確保と 信頼性向上	安心・安全な 給水の確保	水質管理の 適正化	財政計画の策定	A												継続
				浄水場等管理運営の包括委託導入（民間委託）	A												継続
			水質管理の 適正化	水質基準改正に対応した水質検査	A												継続
				原水から給水までの水質管理	A												継続
			原水水質に応 じた浄水処理	原水の低濁度高色度、酸性度変化に対応する運転管 理法確立等	A												継続
				緊急対応のための施設整備	A												継続
			老朽施設の 修繕	施設・設備の点検管理の実施	A												継続
				耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新	A												継続
			耐震対策等の 実施	給水拠点の確保	C												見直し
				主要施設の耐震化	－												－
信頼	情報公開	水道サービスの 充実	災害対策マニ ュアル改定	想定被害に対する応急体制の確立	－												－
				水道版ハザードマップの作成	－												－
			住民ニーズの 把握	普及宣伝活動による住民ニーズの把握	A												継続
				迅速な対応による満足度向上	A												継続
			積極的な 情報開示	広報及びHP による情報提供	A												継続

5.前期計画の達成状況と評価

水道ビジョン・経営戦略用語集

用語	説明
あ	
浅井戸	一般的に地表から深さ 10～30 メートル程度の比較的浅い地下水をくみ上げる井戸を指します。地表面に近い地下水のため、降水量や周辺の土地利用によって水質が大きく左右されます。
アセットマネジメント	資産を管理・運用し、その価値を最大化することを目的とした業務です。
一般会計	一般会計は、町民からの税金や公債などの収入をもとに、教育、福祉、公共施設の整備など、生活に不可欠な行政サービスの財源を管理する会計です。
飲雑用水道	家畜の飼養や農業用水、地域居住者の飲用水を供給するための水道のことです。
ウォーターPPP	水道や下水道、工業用水道などの公共施設を対象とした官民連携の新しい方式です。この方式では、民間業者が長期的に公共施設を管理し、維持管理と更新を一体的にマネジメントします。
受取利息及び配当金	受取利息は預金や貸付金から得られる利息であり、受取配当金は株式や投資信託から得られる利益の分配です。
応急給水	計画的な断水や災害による突発的な断水に対応するために、臨時に水を供給することを指します。
か	
簡易水道	日本の水道法に基づく水道事業の一種で、計画給水人口が 5,000 人以下の水道を指します。
官民連携	行政と民間がそれぞれの資源やノウハウを持ち寄り、公共サービスの提供や社会課題の解決を効率的かつ効果的に行う取り組みです。
管路経年化率	水道や下水道などの管路インフラにおいて、設置から法定耐用年数を超えた管路の延長割合を示す指標です。数値が高いほど、老朽化した管路が多く存在することを示します。
基幹管路	水道水を安定的に供給するための主要な水道管で、導水管・送水管・配水本管などを指します。配水本管は、水道システムの中で生活用水を供給するための主幹となる配管です。
企業債	水道事業の資金調達手段であり、地方公共団体が水道施設の建設や改良に必要な資金を調達するために発行する債券のことです。
企業債残高	企業が発行した企業債の残高を指します。

か	
企業債償還金	地方公営企業が発行した企業債の元金を返済するための支出を指します。
給水人口	水道水を使用している人の数を指します。具体的には、水道事業の計画給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口を表します。
給水原価	水を作る単価で、水道水 1 立方メートルあたりの生産原価です。
急速ろ過	水中の小さな濁りや細菌類などを薬品で凝集、沈殿させた後の上澄みを、速い速度でろ過池の砂層に通し、水をきれいにする浄水方法です。
供給単価	水を買う単価（水道料金）で使用者が支払う 1 立方メートルあたりの平均単価です。
行政区域内人口	住民基本台帳に基づく人口であり、外国人登録人口も含まれます。行政区域内人口は、都道府県や市町村などの行政区域を単位として集計され、国勢調査の結果として利用されます。
共同化	複数の自治体が協力して水道事業を運営する手法です。
許可水量	水利権の許可された水量です。基準渇水流量や河川の維持流量を考慮し、他の水利使用との調整が行われます。
繰入金	他会計繰入金を指します。
クリプトスポリジウム等対策	クリプトスポリジウムは、主に水道水を介して感染する病原体であり、耐塩素性が高いが、急速ろ過等で除去が可能です。
経営戦略	「水道事業ビジョン」と「事業計画」をつなぎ合わせる役割を担い、財政的な裏付けのもとで安定した事業運営を行っていくための基本計画となります。「経営戦略策定・改定ガイドライン」（2019 年 3 月 29 日策定、総務省）
経営比較分析表	公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として作成されています。
減価償却費	固定資産の取得費用を耐用年数にわたって分割し、毎期の費用として計上する会計処理によって生じる費用です。
原水及び浄水費	水道事業において原水の取り入れや浄水処理にかかる費用を指し、これには設備維持費が含まれます。
広域化	複数自治体による事業運営を一体化する取り組みです
公益社団法人日本水道協会	水道技術に関する調査・研究、水道用品の規格制定、職員・会員の研修事業、水道に関する著書の出版などを行う公益社団法人です。

か	
硬質塩化ビニル管	耐腐食性・軽量性に優れた合成樹脂製の配管材で、水道・排水・電気配線保護など幅広く利用されます。
工事負担金	インフラ設備を設置する際に、利用者が設備設置費用の一部を負担する金銭のことです。
国庫補助金	国が特定の事業や施策を奨励・支援するために地方自治体や団体に交付する返済不要の資金です。
さ	
資産減耗費	固定資産や棚卸資産などの資産が使用や時間の経過により価値が減少した分を会計上費用として計上するものです。
施設利用率	施設や設備がどれだけ効率的に使用されているかを示す指標です。具体的には、施設の稼働時間や生産能力に対する実際の利用状況を示し、効率性を評価するために用いられます。
支払利息	資金を借り入れた際に発生する利息を処理する勘定科目です。
資本的収支	水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支に分かれています。資本的収支は、企業債や補助金などの収入と、工事請負費や企業債償還金などの支出から成り立っています。
収益的収支	水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支に分かれています。収益的収支は、水道料金などの収入と、人件費や動力費などの支出から成り立っています。
収益的収支比率	特定の期間における収益的収支（収益と支出の差）を示す指標です。（100%以上で黒字、100%未満で赤字）
収支ギャップ	収益的収支において支出が収入を超過することを言います。
重要給水管路(重要給水施設配水管)	災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要給水施設に供給する管路を指します。これらの管路は、地震などの災害時に適切な水供給を確保するために耐震化が進められています。
取水口	川などから水を取り込む口。また、そのために設けた設備や構造物を示します。
取水施設	河川や湖沼、貯水池などの地表水や地下水から水を取り入れ、導水施設に供給するための設備です。
取水スクリーン	河川水に混入した落ち葉や土砂を常に洗い流しながら取水するので目詰まりしにくく安定した取水を行う装置です。
受水費	他事業体から水道水を供給してもらう単価です。（水を購入する場合）
受託者工事収益	水道事業において、他の事業に起因する配水管の移設や消火栓の設置などの工事に伴う収益のことです。
準用河川	一級河川や二級河川以外の河川で、市町村長が指定し管理する河川を指します。

さ	
浄水施設	河川や湖、ダムなどから取水した水を安全で飲用可能な水道水に浄化・消毒する施設です。
浄水能力	浄水施設の能力を指し、計画一日最大配水量を基準にした浄水施設の能力を示します。
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	硝酸態窒素（NO ₃ -N）と亜硝酸態窒素（NO ₂ -N）は、水や土壤中に存在する窒素化合物で、環境循環や人体への影響がある重要な無機窒素形態です。地下水や飲料水にも微量含まれます。
水質基準	水道水が健康に影響を与えないように設定された基準のことです。水道法に基づき「水質基準に関する省令」が定められており、令和8年度は52項目の基準が適用されています。
水道ビジョン	水道事業の将来像を描き、長期的な政策目標や施策の方向性を示す計画です。
水利権	河川や湖沼などの水資源を排他的に使用する権利を指します。水利権には「慣行水利権」と「許可水利権」の2種類があり、許可水利権は河川管理者の許可を得て取得します。
総係費	事業活動全般にかかる費用を指します。
その他営業外収益	営業外収益のうち、個別の費目で把握されない収益を指します。
その他営業外費用	営業外費用の中で個別の費目として把握されない費用を指します。
その他営業収益	収入で給水収益、受託工事収益を除く収益のことです。
損益勘定留保金	企業内部に留め置かれる資金で、将来の設備更新や資金的支出に備えるために積み立てられます。
た	
耐震診断	現在の構造基準（耐震基準）で耐震性の有無を確認することです。
他会計繰入金（基準内）	特定の目的のために別の会計区分（一般会計）から移動する資金を指します。総務省から通知される「繰出基準」に従って、必要な経費として認められるものです。
他会計繰入金（基準外）	特定の目的のために別の会計区分（一般会計）から移動する資金を指します。
他会計長期借入償還金	会計において、他会計からの長期借入金の償還金を指します。
ダクタイル ^{ちゅうてつかん} 鑄鉄管	球状黒鉛を含む鑄鉄で作られ、耐久性と靱性に優れた水道・下水道・ガス配管用の管材です。継手は、一般継手と耐震継手に大別されます。
濁度	水中の微小な粒子や浮遊物が光の透過を妨げることで生じる水の濁りの程度を示す指標です。

た	
長期前受金戻入	企業が長期にわたって受け取った前受金のうち、特定の資産に関連する部分を、減価償却に応じて収益として計上することを指します。
投資・財政計画	施設や設備に関する投資の見通しを試算し、財源の見通しを調整して収支が均衡するように構成された計画です。
導水施設	取水施設から浄水施設まで原水を運ぶ役割を担う設備です。
特別損失	損益計算書において特別損益の一部として示される、通常の事業活動から生じない一過性の損失です。
な	
2級河川	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係がある河川を指します。これらの河川は、都道府県知事によって指定され、河川法に基づいて管理されています。
認可年月日	水道事業等を経営しようとする際に、国土交通大臣または都道府県知事から認可受ける必要があり、この認可された年月日を指します。
年間有収水量	給水した水量に対して料金として収入があった1年間の総水量のことです。
は	
配水及び給水費	配水作業に必要な人件費、検満（水道メータの検定有効期間が満了することを略して「検満」と言います。）にかかる費用です。
配水管	浄水場で処理されたきれいな水を、各家庭や地域の近くまで運ぶための管です。
配水施設	浄水場で処理された水を家庭や施設に供給するための重要な施設です。配水池と配水管があります。
配水池	浄水場で作られた安全な水を一時的に貯め、水圧を安定させながら家庭や施設に供給するための施設です。
PPP/PFI	PPP（官民連携）とPFI（民間資金等活用事業）は、公共サービスや施設の整備・運営に民間の資金やノウハウを活用する手法です。
PFAS （ピーファス）	炭素とフッ素からなる人工的な有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の総称で、分解されにくく環境や人体に長く残る物質群です。
負担金	公共事業や特定の活動に関して、その利益を受ける者や関係者が費用の一部を支払う義務のある金銭です。

は	
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川（法定外河川）のことで、河川法の適用・準用を受けていない河川を指します。市町村の必要に応じて条例を策定し管理している河川です。
フォローアップ	ある行動や施策の後に、その効果や進捗を確認し、必要に応じて補足や改善を行うことです。
包括委託	特定の水道業務を一括して民間企業に委託することを指し、効率的な運営とサービス向上を目指す手法です。
法定耐用年数	法定耐用年数とは、法律で定められた減価償却資産の使用可能期間のことです。
北海道胆振東部地震	2018年（平成30年）9月6日3時7分59.3秒（日本時間）に、北海道胆振地方中東部を震央として発生した地震です。地震の規模は気象庁マグニチュード6.7、震源の深さ37km、最大震度は震度階級で最も高い震度7を観測しています。
PFOA （ピーフォア）	ペルフルオロオクタン酸 環境中で分解されにくく、人体や生態系に影響を及ぼす可能性がある有機フッ素化合物です。
PFOS （ピーフォス）	ペルフルオロオクタンスルホン酸 環境中で分解されにくく、人体や生態系に影響を及ぼす可能性がある有機フッ素化合物です。
ま	
膜ろ過	微細な孔を持つ膜を通して水や液体中の不純物を分離・除去する浄水方法です。
民間委託	施設管理や窓口業務などの複数の業務を一事業者に委託することを指します。
や	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産の老朽化度合を示す指標であり、減価償却の進捗度を測定するために使用されます。
有収水量	給水した水量に対して料金として収入があった水量のことです。
有収率	水道施設から配水した水量（給水量）に対して、実際に料金として徴収可能な水量（有収水量）の比率で表されます。
や	
溶存酸素濃度	水中に溶け込んでいる酸素の量を示す指標で、水質や生態系の健全性を評価する重要な環境指標です。
ら	
流動比率	流動資産と流動負債の比率を示す指標であり、企業の短期的な支払能力を測定します。（100%以上で1年以内に支払う債務に対して支払うことが出来ることを意味します）

ら	
料金回収率	給水原価と供給単価を比較して、給水原価がどの程度料金により回収されているかを示す指標です。（100%以下は水道料金以外の収入で補っていることを示します）
料金収入	水道事業が利用者から受け取る収入（水道料金）のことです。
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金の割合を示し、事業体の経営状況が健全であるかどうかを把握するための指標です。（0%の場合は累積欠損金が発生していないことを示します）